

「内航未来創造プランの進捗状況」

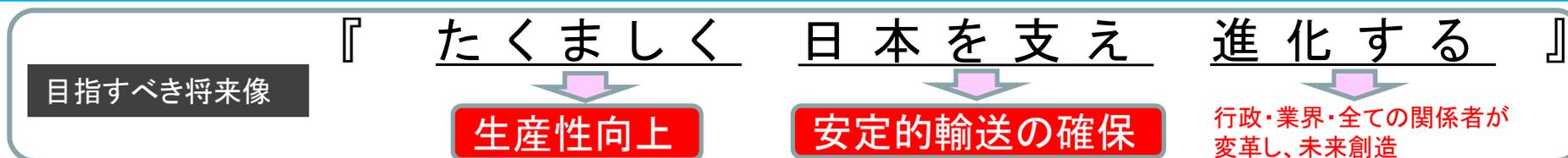
令和5年6月5日
国土交通省 海事局

1. 政策レビューの取組方針

テーマ名	内航未来創造プランの進捗状況
対象政策の概要	内航海運が、今後とも産業基礎物資の輸送やモーダルシフトを担う基幹的輸送インフラとして機能するよう、2017年6月に「安定的輸送の確保」と「生産性向上」を軸とし、概ね10年後の将来像を描いた「内航未来創造プラン」を策定し、内航海運事業者の事業基盤の強化を始めとする各種施策を計画的に実施している。
評価の目的、必要性	今後概ね10年を見据えて描かれた本プランが、策定からちょうど5年を経過したタイミングであり、目標達成に向けた中間地点で各種施策の進捗状況を点検・レビューし、今後の計画達成に向けた取り組みの改善を図ることを目的とする。 50年以上続いた船舶の供給に関する規制が2021年8月に終了し、今後内航海運を取り巻く環境が大きく変化しようとしているタイミングでもあるため、これまで講じてきた各種施策の分析・評価を行い、その結果を今後の施策に反映させる必要がある。
評価の視点	本プランに掲げられた目指すべき将来像として、「安定的輸送の確保」と「生産性向上」の2点の軸を掲げているところ、それぞれの実現に向けて講じる施策の実施状況及び効果を評価する。
評価手法	それぞれの施策の効果を検証するため、5つの指標を設定している。各指標の状況を分析し、課題を抽出する。 ・「安定的輸送の確保」に係る施策の評価にあたっては、「産業基礎物資の国内需要量に対する内航海運の輸送量の割合」及び「海運によるモーダルシフト貨物輸送量」を指標とする。 ・「生産性向上」に係る施策の評価にあたっては、「内航貨物船の平均総トン数」、「内航海運の総積載率」及び「内航船員1人・1時間当たりの輸送量」を評価の指標とする。
政策への反映の方向	5つの指標のうち効果の低い数値については、原因を分析して、各種施策の見直しや新たな施策の必要性を検討する。 進捗状況が悪い施策については、進捗の阻害要因を特定し、改善策を講じていく。
検討状況	2018年7月6日に1年間の進捗状況を公表。2021年7月にも本政策レビューに先立って進捗状況を確認。
第三者の知見の活用	国土交通省政策評価会における本テーマに対する意見及び個別指導の際の助言を活用する。
備考	

2. 対象政策の概要(内航未来創造プラン)

- 内航海運は、国内貨物輸送全体の約40%、産業基礎物資輸送の約8割を担う我が国の国民生活や経済活動を支える基幹的輸送インフラであるが、船舶と船員の2つの高齢化、中小企業が99.6%を占める脆弱な経営基盤への対応など様々な課題を抱えている。
- これらの諸課題について、関係者間で議論すべきとの提言(※H27.7 交通政策審議会海事分科会基本政策部会)・生産性向上の要請等を踏まえ、内航海運が安全・良質な輸送サービスを持続的に提供できる産業として発展していくために取り組むべき方向性について「内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会」(座長：竹内 健蔵 東京女子大学現代教養学部教授)を設置し、幅広い関係者で議論。平成29年6月に「内航未来創造プラン」をとりまとめた。



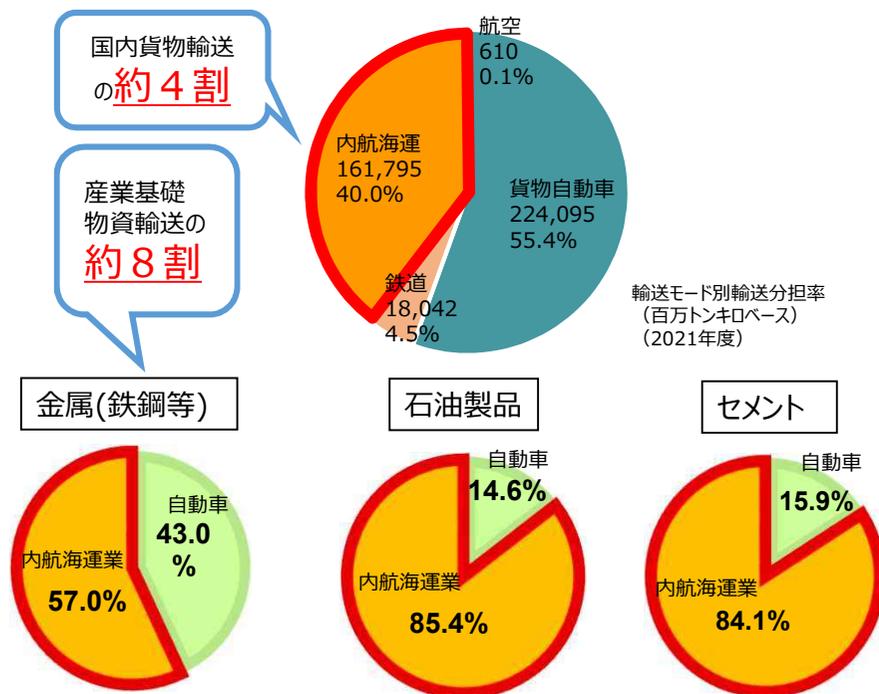
< 将来像の実現のための具体的施策 >

<p style="text-align: center;">1. 内航業者の 事業基盤海運事業の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○船舶管理会社の活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・「国土交通大臣登録船舶管理事業者」登録制度の創設(2018~) ○荷主・海運事業者等間の連携による取組強化 <ul style="list-style-type: none"> ・「安定・効率輸送協議会」の設置(2017~) ○新たな輸送需要の掘り起こし <ul style="list-style-type: none"> ・「海運モーダルシフト推進協議会」の設置(2017~) ・モーダルシフト船の運航情報等の一括検索システムの構築(2017~) ○港湾インフラの改善・港湾における物流ネットワーク機能の強化等 	<p style="text-align: center;">2. 先進的な船舶等の 開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○IoT技術を活用した船舶の開発・普及 ～内航分野のi-Shippingの具体化～ <ul style="list-style-type: none"> ・自動運航船の実用化(2025年目途) ○円滑な代替建造の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の船舶共有建造制度による優遇措置の拡充(2018~) ○船舶の省エネ化・省CO2化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・内航船「省エネ格付け」制度の創設・普及(2017~暫定試行、2019~本格導入) ・代替燃料の普及促進に向けた取組(「先進船舶」としてのLNG燃料船の普及促進) ○造船業の生産性向上 	<p style="text-align: center;">3. 船員の安定的・効果的な 確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高等海技教育の実現に向けた船員の教育体制の抜本的改革 <ul style="list-style-type: none"> ・(独)海技教育機構における教育改革(質が高く、事業者ニーズにマッチした船員の養成) ○船員のための魅力ある職場づくり <ul style="list-style-type: none"> ・499総トン以下の船舶の居住区域を拡大しても従前の配乗基準を適用するための検討、安全基準の緩和 ・船内で調理できる者の人材の確保 ・船員派遣業の許可基準の見直し(2017~)等 ○働き方改革による生産性向上 <ul style="list-style-type: none"> ・船員配乗のあり方の検討(2017~) 等
<p style="text-align: center;">4. その他の課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内航海運暫定措置事業の現状と今後の見通し等を踏まえた対応 ○船舶の燃料油に含まれる硫黄分の濃度規制への対応 ○海事思想の普及 		

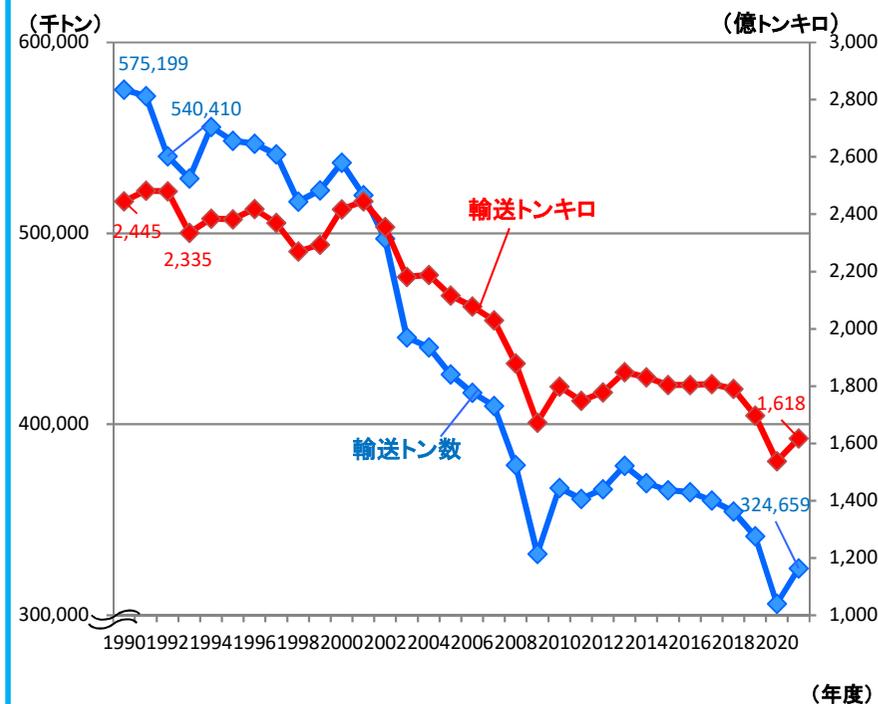
2. 対象政策の概要(内航海運の現状)

- 内航海運は、**国内貨物輸送全体の約4割**、**産業基礎物資輸送の約8割**を担い、我が国の国民生活と経済活動を支える**必要不可欠なライフライン**。
- 内航貨物輸送量は、2009年度にリーマンショックの影響で急激に減少した以降はほぼ横ばいで推移していたが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少し、その後は少しずつ回復傾向が見られるものの、取扱貨物量はコロナ前の9割程度に留まっている。

内航貨物輸送割合の現状

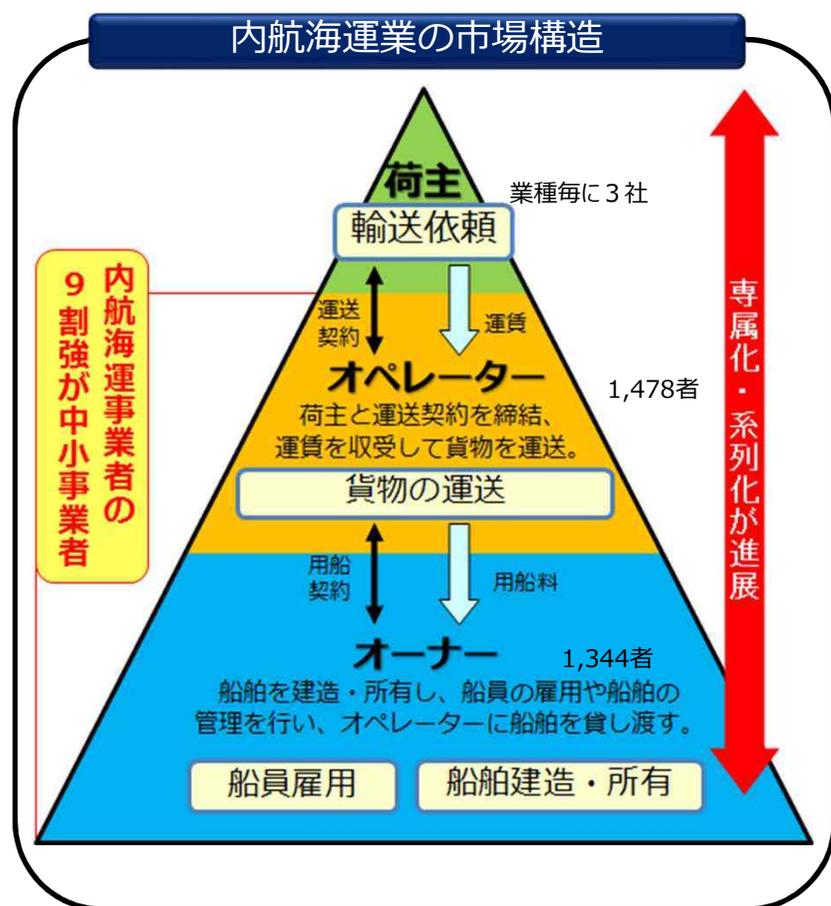


内航貨物輸送量の推移



2. 対象政策の概要(内航海運業の産業構造と経営状況)

- 内航海運業は少数かつ大規模な荷主企業の下で、少数の元請けオペレーターが当該荷主企業の輸送を一括して担う傾向となっている。さらに、これらの元請けオペレーターの下に、2次請け以下のオペレーターが専属化・系列化するとともに、各オペレーターの下にオーナーも専属化・系列化する構造となっている。
- 事業者全体の99.7%が中小企業者であり、船舶という高額な生産設備への投資が必要であるが、「低い収益性」ながら「巨額な投資」が求められる事業環境に置かれている。



2,822者
(うち、99.7%が中小事業者)

内航海運業の経営状況

経営状況 (1社当たり平均)	内航海運業	全産業
売上高(千円)	370,872	478,707
営業利益(千円)	-1,753	14,628
営業利益率 (営業利益/売上高)	-0.47%	3.1%

(出典) 法人企業統計調査(令和2年度)、
内航海運業報告規則に基づく内航課調査(令和2年度)

3. 評価の目的・必要性(内航未来創造プラン策定に至るまで)

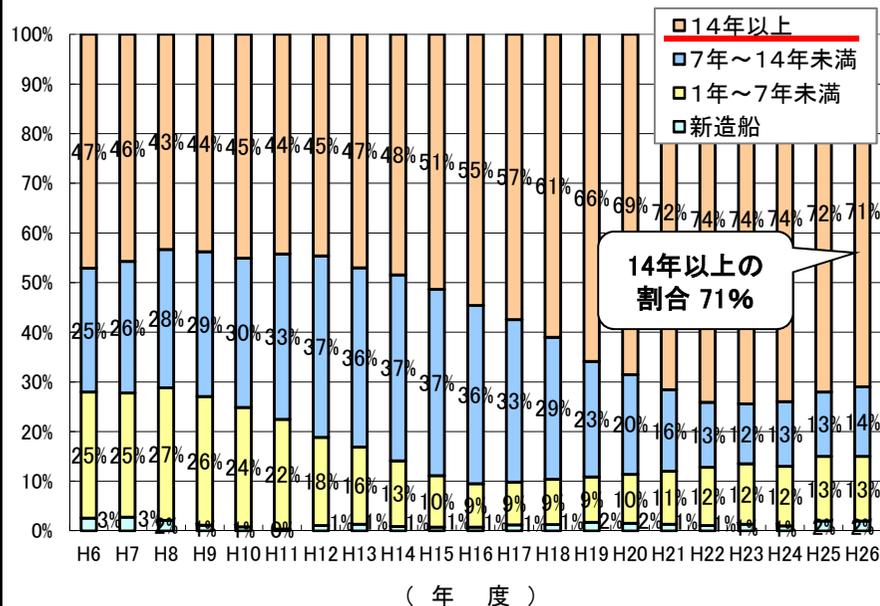
内航海運は社会的役割が大きい業界である一方、中小零細事業者が大多数を占める業界構造、貨物の大部分である産業基礎物資は景気の変動による輸送需要への影響が大きいこと等により、内航海運業は構造的に船腹過剰・過当競争の傾向にあった。

<p>昭和41年～平成10年 船腹調整事業実施</p>	<p>戦後の石炭から石油へのエネルギー転換に伴う船腹過剰等への対策として実施。 運輸事業の需給調整規制撤廃方針により、平成10年に解消。</p>
<p>平成10年4月～令和3年8月 内航海運暫定措置事業実施 (以下「暫定措置事業」という。)</p>	<p>船腹調整事業の解消に伴うソフトランディング策として開始。 令和3年8月に借入金を完済し収支相償ったことにより終了。</p>
<p>平成14年4月 「次世代内航海運ビジョン」とりまとめ</p>	<p>暫定措置事業開始後の内航海運に関する産業政策としてとりまとめられたもの。</p>
<p>平成17年 改正内航海運業法等施行</p>	<p>次世代内航海運ビジョンに基づき、平成17年に施行。 主な内容としては、オペレーター、オーナーの事業区分の廃止、これまで許可制であった内航海運業の登録制の導入、船員派遣業の許可制の導入等が盛り込まれた。</p>
<p>平成28年4月 「内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会」の設置</p>	<p>内航海運を巡る諸課題について関係者間で議論すべきとの提言や、社会全体における生産性向上の要請を踏まえ、内航海運が目指すべき将来像について、幅広い関係者で検討。 →検討の成果として、平成29年6月、「内航未来創造プラン」がとりまとめられた。</p>

2. 対象政策の概要(内航海運を取り巻く現状(プラン策定期))

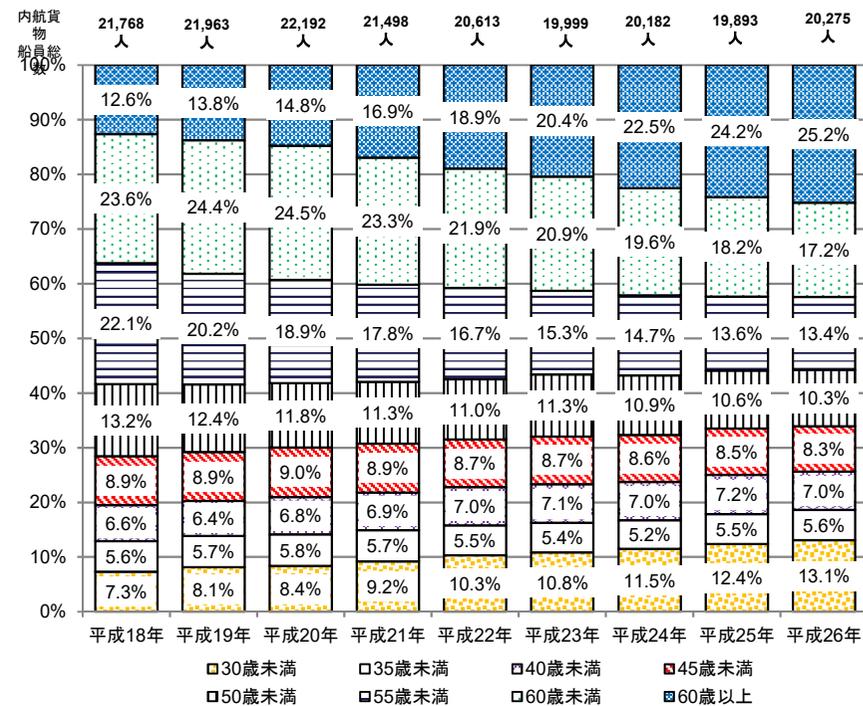
内航海運は、船齢14年以上の船舶が全体の7割を占め、また、年齢50歳以上の船員が全体の約5割を超えるなど、「2つの高齢化」の改善が課題となっており、この対応が急務。

船齢構成の推移



平成元年～8年前後までは年間建造隻数が100隻を大幅に上回る水準で推移していたため、平成15年以降、急速に老齢化率(船齢14年以上船舶の全体に占める割合)が上昇。近年は船舶の代替建造により改善傾向にあるものの、依然として老朽化率は7割を超えており、燃費性能の良い船舶による質の高い輸送サービスの期待に応えられていない。

内航貨物船船員の年齢構成の推移

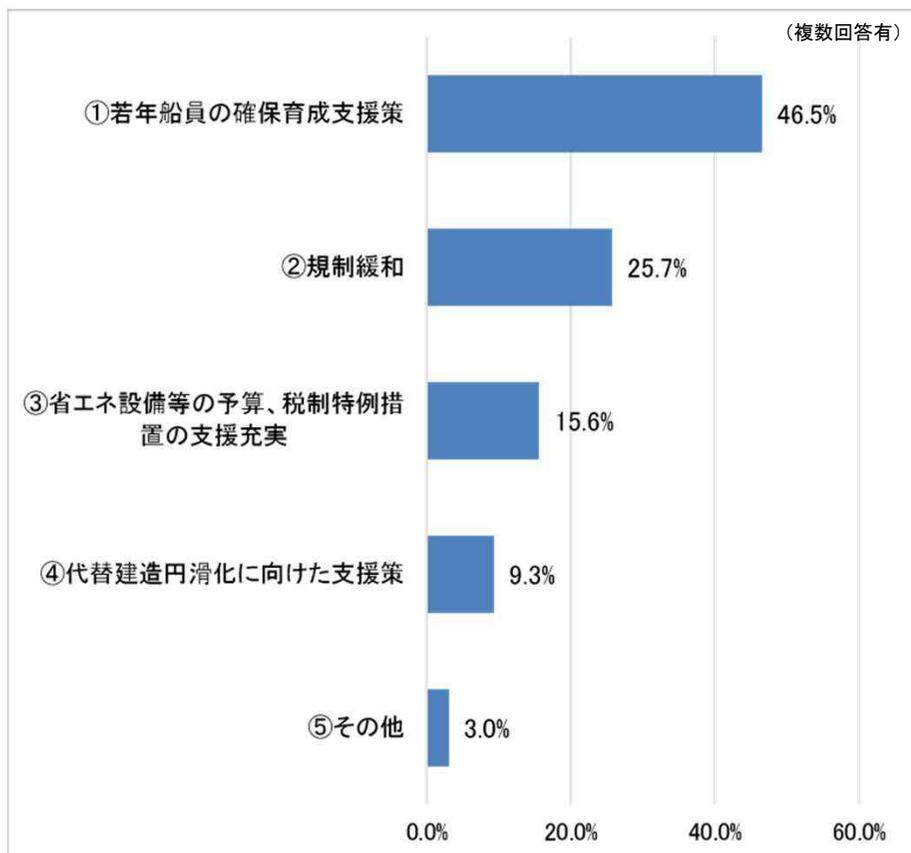


内航貨物船船員の年齢構成は30歳未満の割合が徐々にではあるが増加傾向にあるものの、50歳以上の割合が5割超で推移し、特に60歳以上の割合が年々増加している。

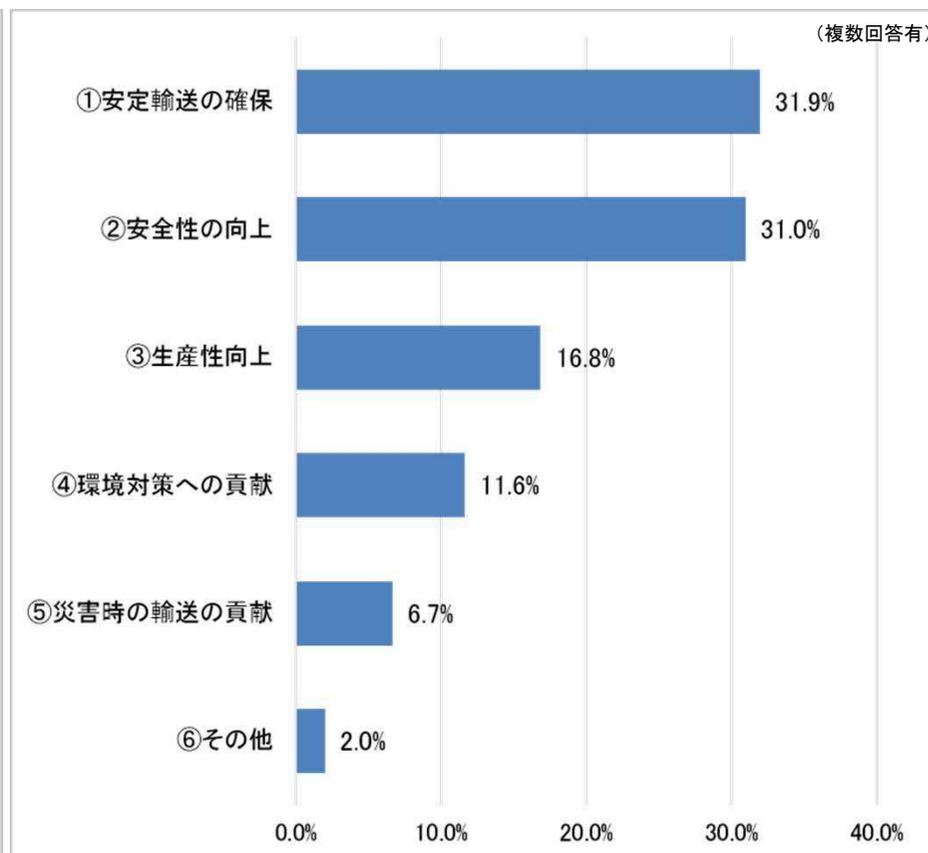
2. 対象政策の概要(今後の内航海運のあり方について) (「内航海運事業実態調査」結果より)

- 内航海運事業者が今後求める取組としては、「若年船員の確保育成支援」、「規制緩和」、「予算、税制特例措置の支援充実」を挙げる事業者意見が多数であった。
- 内航海運事業者が考える今後の内航海運の方向性としては、「安定的輸送の確保」、「安全性の向上」、「生産性向上」を挙げる意見が多数であった。

方向性の実現に向けて必要な取組



今後の内航海運の方向性



2. 対象政策の概要(施策の効果を評価するための指標の設定について)

内航海運の役割は、国内物流の基幹インフラとして、経済活動及び国民生活を支えるとともに、災害時の緊急輸送等を担う機能を確保・充実させること。

安定的輸送の確保

- 産業基礎物資については、我が国における生産・流通に必要な輸送サービスを提供する。
- 産業基礎物資以外の貨物については、効率性が高く環境に優しい物流の実現を図るため、陸上輸送からのモーダルシフトを一層推進する。

<評価指標(案)>

<設定の考え方(狙い)>

① 産業基礎物資の国内需要量に対する輸送量の割合

■ 産業基礎物資の輸送については、中長期的な生産量(国内需要分)の伸びが見込まれない中、国内需要量に対する輸送量の割合を指標とすることにより、内航海運による安定的輸送が確保されているか評価する。

② 海運によるモーダルシフト貨物輸送量

■ 産業基礎物資以外のモーダルシフト貨物の輸送については、陸上輸送からの転換による貨物輸送量そのものの増加を図ることが求められている中、モーダルシフト貨物の輸送量を指標とすることにより、内航海運による安定的輸送が確保されているか評価する。

生産性向上

- 船舶や船員等の生産手段の能力を最大限発揮させ、輸送量を最大化する。

<評価指標(案)>

<設定の考え方(狙い)>

① 内航貨物船の平均総トン数

■ 船舶を大型化させ、一度に大量輸送する観点から、内航貨物船の平均総トン数を指標とすることにより、内航海運の生産性が向上しているか評価する。

② 内航海運の総積載率

■ 配船の効率性等を向上させる観点から、船舶の輸送能力(載貨重量トンキロ)に対する輸送量の割合を指標とすることにより、内航海運の生産性が向上しているか評価する。

③ 内航船員1人・1時間あたりの輸送量

■ 船員の労働生産性を向上させる観点から、内航船員1人・1時間あたりの輸送量を指標とすることにより、内航海運の生産性が向上しているか評価する。

2. 対象政策の概要(施策の効果を評価するための指標の設定について)

安定的輸送の確保

<指標>

① 産業基礎物資の国内需要量に対する輸送量の割合

② 海運によるモーダルシフト貨物輸送量

<施策>

- 船舶管理会社の活用促進
- 荷主・海運事業者等間の連携による取組強化
- 円滑な代替建造の支援
- 高等海技教育の実現に向けた船員の教育体制の抜本的改革
- 船員のための魅力ある職場づくり

- 新たな輸送需要の掘り起こし
- 港湾インフラの改善・港湾における物流ネットワーク機能の強化等

生産性向上

<指標>

① 内航貨物船の平均総トン数

② 内航海運の総積載率

③ 内航船員1人・1時間あたりの輸送量

<施策>

- 港湾インフラの改善・港湾における物流ネットワーク機能の強化等
- 船舶の省エネ化・省CO2化の推進
- 造船業の生産性向上

- 船舶管理会社の活用促進
- 荷主・海運事業者等間の連携による取組強化

- IoT技術を活用した船舶の開発・普及～内航分野のi-Shippingの具体化～
- 円滑な代替建造の支援
- 働き方改革による生産性向上

2. 対象政策の概要(「令和の時代の内航海運に向けて」の全体像)

(交通政策審議会海事分科会基本政策部会とりまとめ)

内航海運を取り巻く現状

内航海運暫定措置
事業の終了

船員の高齢化と
船員不足の懸念

荷主との硬直的關係
脆弱な事業基盤

自動運航技術等の
新技術の進展

若年船員の定着等による船員の確保に加え、
荷主等との取引環境の改善や内航海運の生産性向上が必要

荷主のニーズに応え、内航海運の安定的輸送を確保するため、以下の取組を総合的に実施

【船員の労働環境改善・健康確保】 ※船員部会等において検討

内航海運を支える船員の確保・育成と 働き方改革の推進

- 船員の労働環境の改善（労働時間管理の適正化、多様な働き方の実現等）
- 船員の健康確保（陸上に倣った産業医制度等）

→海事産業強化法成立による船員法改正（R4年4月より施行）

【市場環境の整備】

内航海運暫定措置事業終了も踏まえた 荷主等との取引環境の適正化

- 船員の労働時間管理に対するオペレーターの関与強化（船員の労働時間を考慮した運航スケジュール設定）
- 荷主の協力促進（法令遵守への協力を担保）
- 契約の適正化（書面化）
- 急激な景気変動等への対応（セーフティネットの存続）

→海事産業強化法成立による内航海運業法改正
（R4年4月より施行）

【内航海運の生産性向上】

内航海運の運航・経営効率化、 新技術の活用

- 多様な事業形態に対応した仕組みづくり（船舶管理業の確立）
- 新技術の活用促進（安全の担保とそれに応じた規制の運用）
- 物流システムの効率化（RORO船の活用）

(令和3年5月14日成立、5月21日公布)

背景・目的

- 中韓における主要造船所の経営統合など競争環境が厳しい中、**我が国造船業の事業基盤強化が急務**。
- **燃費性能に優れた船舶等の導入等による外航海運業の競争力強化**も不可欠。そのような船舶の導入は新造船発注喚起にも寄与。
- 内航の**若手船員の定着に向けた働き方改革**、**経営力・生産性の向上**が不可欠。
- 海事局所管の6本の法律を同時に改正し、**造船、海運及び船員の基盤強化を一体的に措置**。

法律概要

①造船・海運分野の競争力強化等

造船

- **事業基盤強化計画の認定制度**
 - 大臣認定を受けた計画に基づく生産性向上や事業再編等を支援

長期・低利融資、税制の特例 等

事業基盤強化計画 大臣認定

共同での設計・営業・建造



抜本的な生産性向上
(例：デジタルトランスフォーメーション)



大臣認定を受けた造船所が建造

特定船舶導入計画 大臣認定

安全・環境等に優れた船舶の導入



次世代省エネ船 LNG燃料船

海運 (外航・内航)

- **特定船舶導入計画の認定制度**
 - 大臣認定を受けた計画に基づく特定船舶(安全・環境・省力化に優れた高品質な船舶)の導入を支援

長期・低利融資、税制の特例 等

- **外国法人等のクルーズ事業者等に対する報告徴収**

②船員の働き方改革・内航海運の生産性向上等

船員

- **船員の労務管理の適正化**
 - 労務管理責任者の選任
 - 労務管理責任者の下での船員の労働時間等の管理
 - 労働時間等に応じた労務管理

事務所(陸上)

労務管理責任者

必要な情報を把握し適切に労務管理

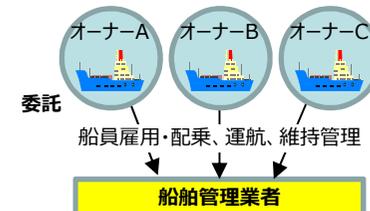
(乗船サイクルの調整等)

船内



内航海運等

- **内航海運の取引環境改善、生産性向上**
 - 船員の労働時間に配慮した運航計画作成
 - 荷主への勧告・公表
 - 船舶管理業の登録
- **新技術の導入促進**
 - エンジン等の遠隔監視による検査合理化



3. 評価の目的・必要性

目的

指標の達成状況や、これを踏まえた指標自体の評価等の各施策の取組状況の定期的な確認や必要な改善を行うことが重要である。



本プランは概ね10年間を見据えて内航海運が目指すべき将来像を提示しており、本プランの策定からちょうど5年の中間地点に該当する今年、各種施策の進捗状況を点検・レビューし、今後の計画達成に向けた取り組みの改善を図ることを目的とする。

必要性

50年以上続いた船舶の供給に関する規制が終了したことに伴い、代替建造や事業者間の競争の促進等の変化が見込まれているところ。



内航海運を取り巻く環境が大きく変化しようとしているタイミングで、これまで講じてきた各種施策の分析・評価を行う。

4. 評価の視点

- 「安定的輸送の確保」及び「生産性向上」を推進する施策の効果を検証するための5つの指標について、目標値の達成状況を分析する。

「安定的輸送の確保」

- a) 産業基礎物資の国内需要量に対する内航海運の輸送量の割合
- b) 海運によるモーダルシフト貨物輸送量

「生産性向上」

- c) 内航貨物船の平均総トン数
- d) 内航海運の総積載率
- e) 内航船員1人・1時間当たりの輸送量

5. 評価手法

「**安定的輸送の確保**」を推進する施策の効果を検証するための2つの指標

a) 産業基礎物資の国内需要量に対する内航海運の輸送量の割合

- ✓ 産業基礎物資の輸送については、国内需要量に対する内航海運の輸送量の割合(以下「割合」という。)を指標とすることにより、内航海運による安定的輸送が確保されているかを評価。
- ✓ 内航海運の輸送量(トンベース)を産業基礎物資の国内需要量(トンベース)で除した数値について、2011年度から2015年度までの5年間の平均値を100として、2025年度の目標値をその5%増(105)と設定。

b) 海運によるモーダルシフト貨物輸送量

- ✓ 産業貨物以外のモーダルシフト貨物の輸送については、陸上輸送からの転換による貨物輸送量そのものの増加を図ることが求められている中、モーダルシフト貨物の輸送量を指標とすることにより、内航海運による安定的輸送が確保されているかを評価。
- ✓ 「地球温暖化対策計画」(2016年5月13日閣議決定)において、海運を利用したモーダルシフト貨物輸送量(トンキロ)を、2012年度の実績値333億トンキロから、2030年度までに410億トンキロとする目標値を設定。

5. 評価手法

「生産性向上」を推進する施策の効果を検証するための3つの指標

c) 内航貨物船の平均総トン数

- ✓ 一度に大量の輸送を可能とする観点から、内航貨物船の平均総トン数を指標とすることにより、内航海運の生産性が向上しているかを評価。
- ✓ 2025年度までに2015年度の平均総トン数(715トン)の20%増とする目標値を設定。

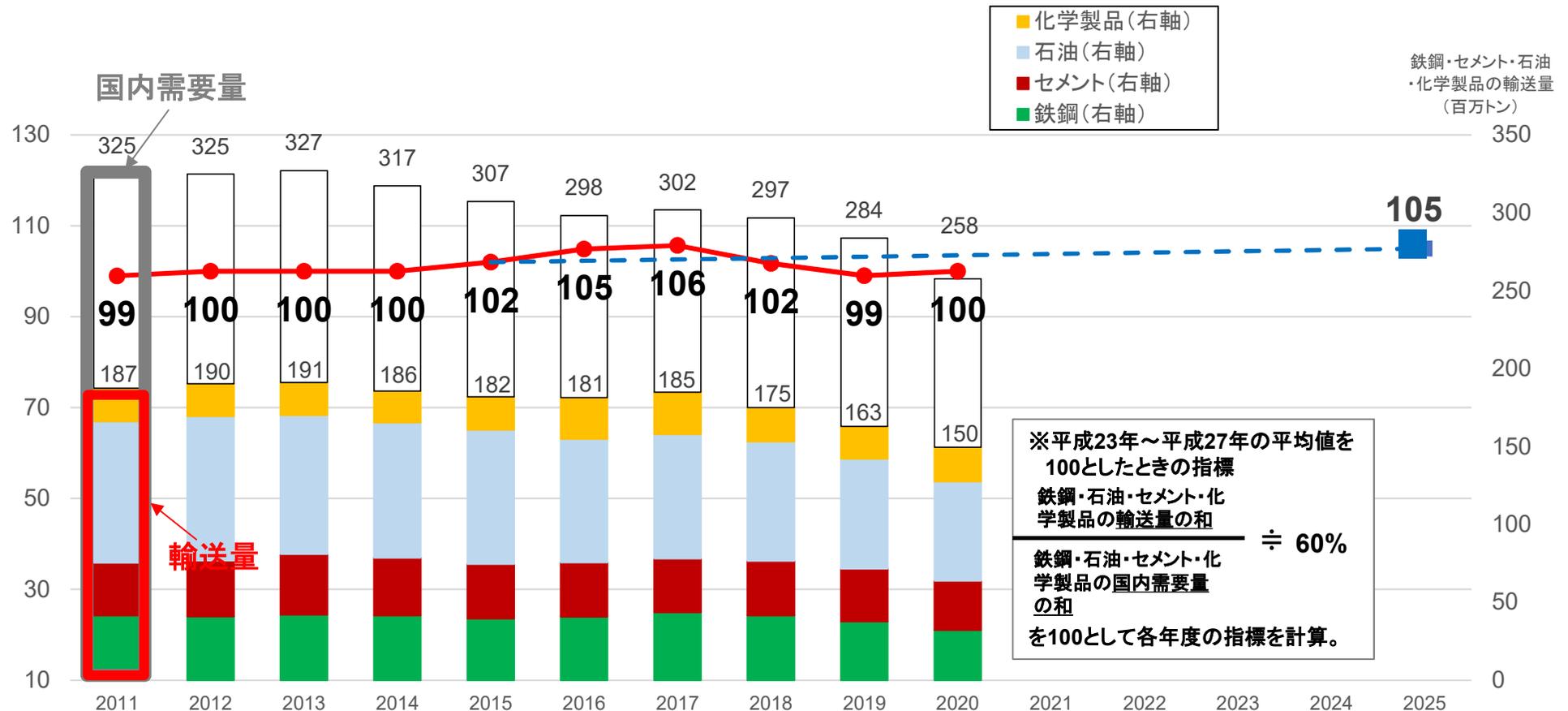
d) 内航海運の総積載率

- ✓ 船舶の輸送の効率性を向上させる観点から、総積載率(船舶の輸送能力(載貨重量トンキロ)に対する輸送量の割合)を指標とすることにより、内航海運の生産性向上を評価。
- ✓ 2025年度までに2015年度の実績値(42.6%)の5%増とする目標値を設定。

e) 内航船員1人・1時間当たりの輸送量

- ✓ 船員の労働生産性を向上させる観点から、内航船員1人・1時間当たりの輸送量(トンキロベース)を指標とすることにより、内航海運の生産性を評価。
- ✓ 2015年の成長戦略における全サービス産業の労働生産性の伸び率の目標(2020年度までに2.0%)と同様の生産性向上の達成を目指すこととし、2025年度に2015年度の実績値(4,202トンキロ/時間)の17%増とする目標値を設定。

5. 評価手法(a:産業基礎物資の国内需要量に対する内航海運の輸送量の割合)

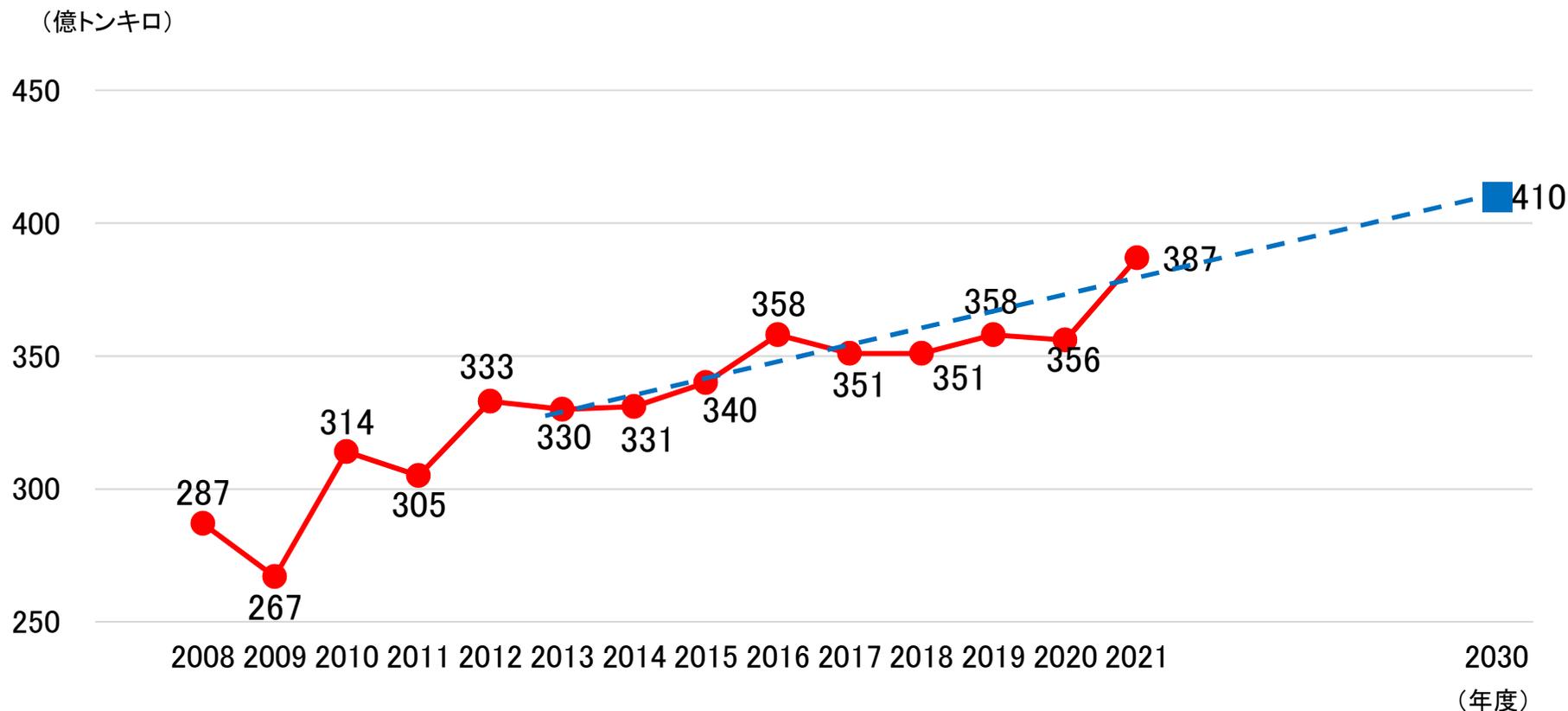


(出典)内航船舶輸送統計年報及び(一社)日本鉄鋼連盟、石油連盟、石油化学工業協会、(一社)セメント協会統計資料より国土交通省作成

<目標値の考え方>

- 輸送量(トン)を産業基礎物資の国内需要量(トン)で除した数値について平成23年度から平成27年度までの5年間の平均値を基準値(100)として、目標をその5%増と設定し、検討会の議論のとりまとめに基づく各種施策を講じることで、達成を目指す。
- 平成18年から平成27年においては上下4%の変動が見られるため、平成23年から平成27年の水準を確実に超える目標値を達成するため5%増と設定する。

5. 評価手法(b:海運によるモーダルシフト貨物輸送量)

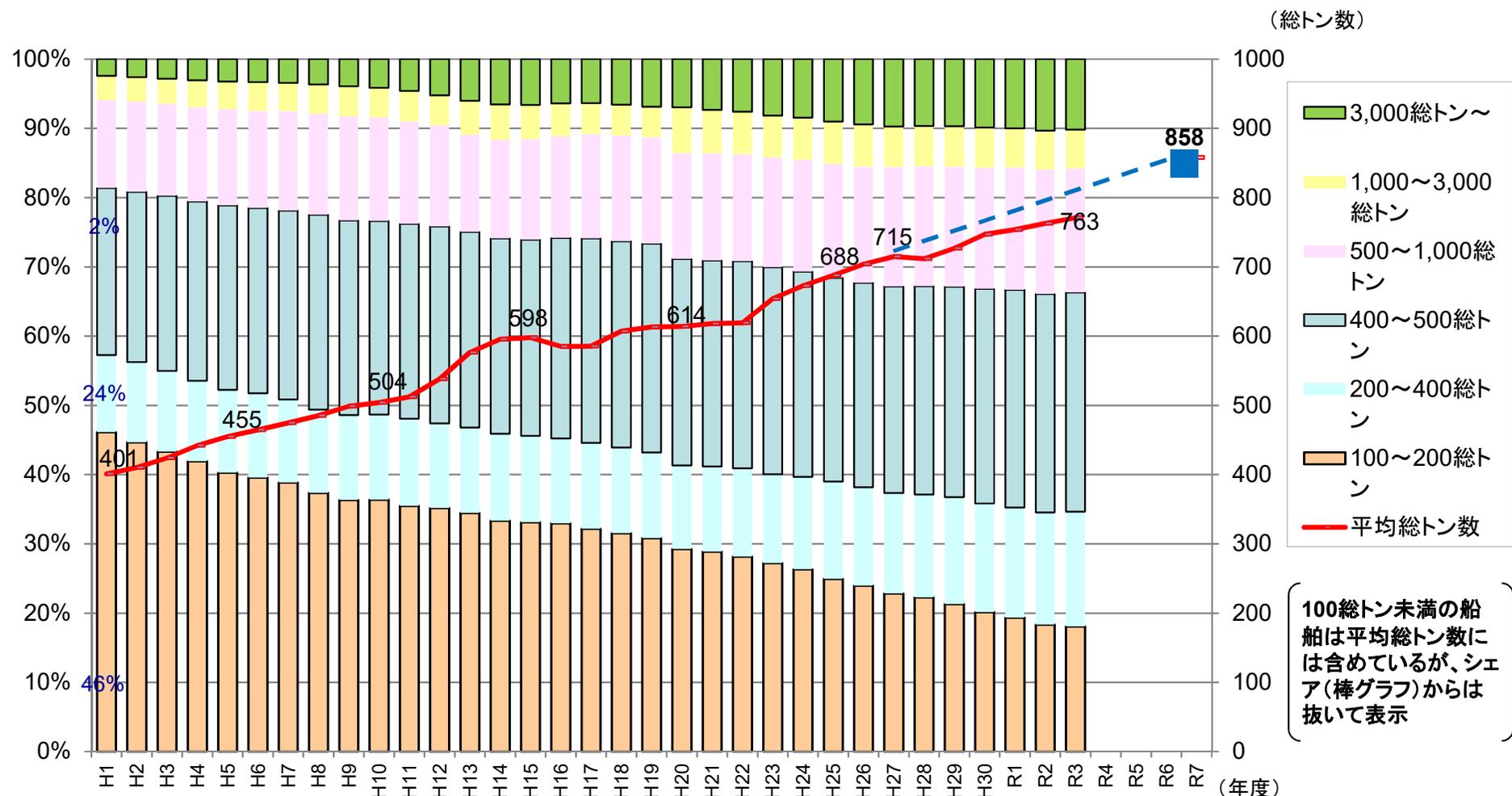


(出典)「内航船舶輸送統計」等より国土交通省海事局作成

<目標値の考え方>

- 「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)において、海運を利用した貨物輸送量を平成24年度の実績値である333億トンキロから平成42年度(令和12年度)までに410億トンキロとする目標が設定されており、これと同じ目標値を設定し、検討会の議論のとりまとめに基づく各種施策を講じることで、達成を目指す。

5. 評価手法(c:内航貨物船の平均総トン数)



(出典)内航海運業法登録事業者データベースより国土交通省作成

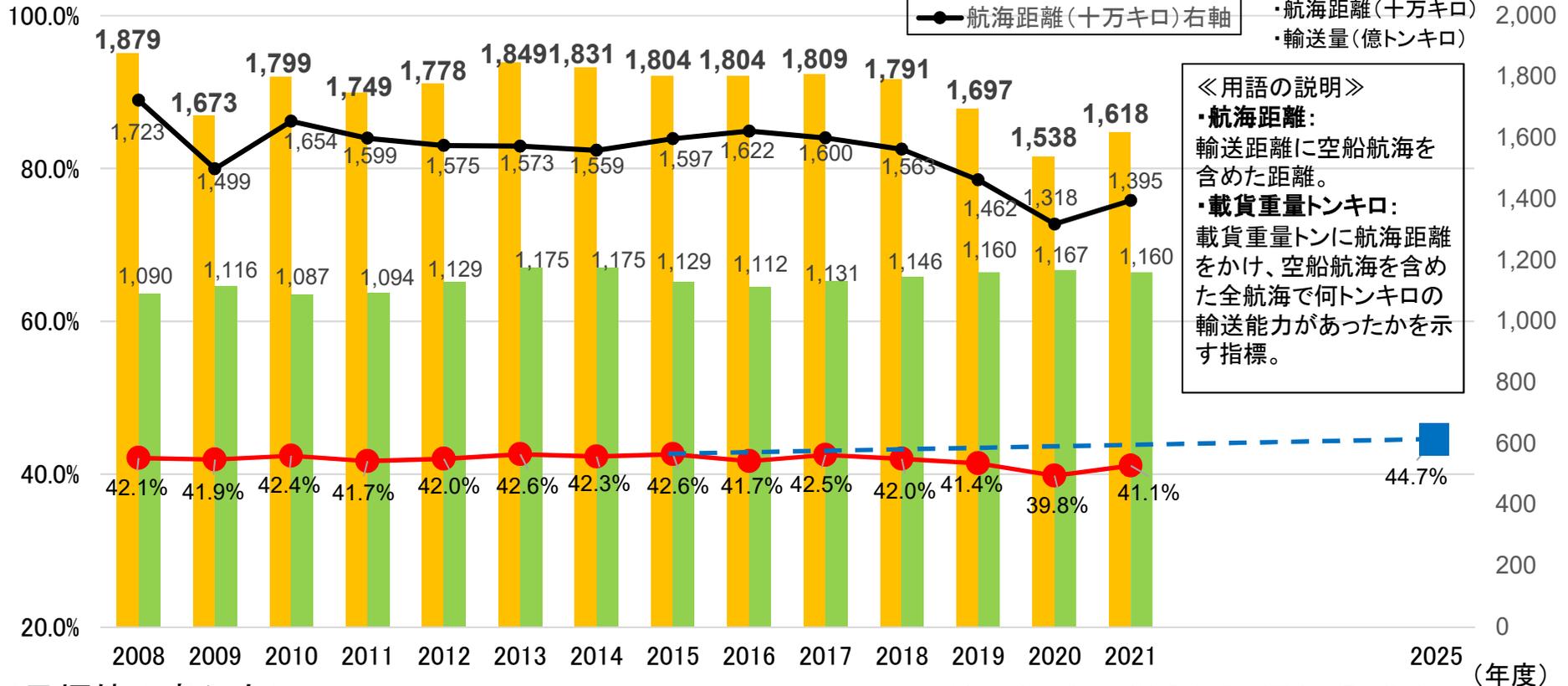
<目標値の考え方>

- 平成27年度の平均総トン数の20%増の船舶の大型化を図るという目標値を設定し、検討会の議論のとりまとめに基づく各種施策を講じることで、達成を目指す。
- 割合として平成23年から平成27年まで9%以上増加していることを踏まえ、今後10年間でこの伸び率と同程度の目標値を達成するため20%増と設定する。

5. 評価手法(d:内航海運の総積載率)

$$\text{総積載率} = \frac{\text{輸送量(トンキロベース)}}{\text{載貨重量トンキロ(載貨重量トン} \times \text{航海距離)}}$$

(総積載率)



<目標値の考え方>

(出典)内航船舶輸送統計年報より国土交通省作成

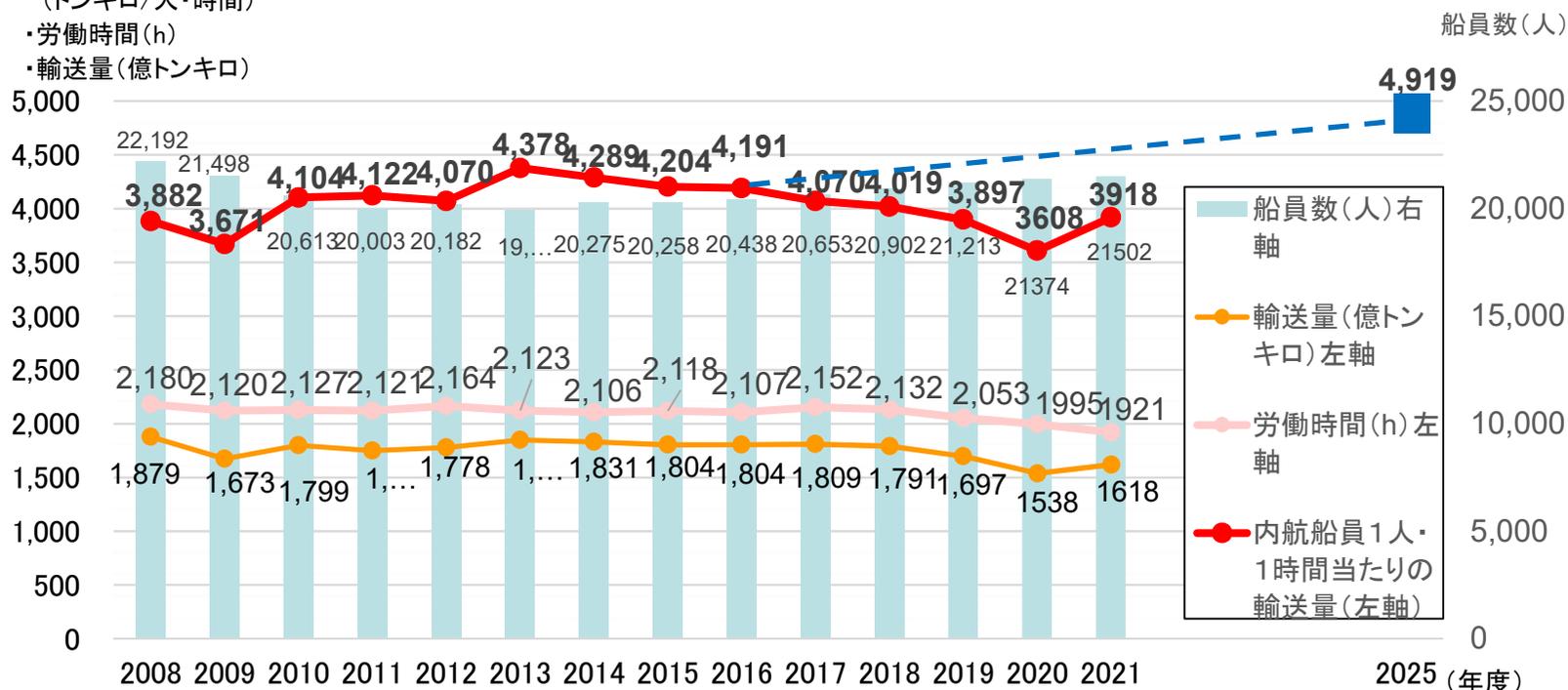
- 輸送量(トンキロ)を船舶の貨物積載能力に航海距離を乗じた載貨重量トンキロで除した数値(総積載率)について、目標を平成27年度の42.6%の5%増と設定し、検討会の議論のとりまとめに基づく各種施策を講じることで、達成を目指す。
- 内航貨物船の平均総トン数が平成23年から平成27年まで9%以上増加しているのに対し、同期間において総積載率が2%以上増加していることを踏まえ、今後10年間でこの伸び率と同程度の目標値を達成するため5%増と設定する。

5. 評価手法(e:船員の1人・1時間当たりの輸送量)

内航船員1人・1時間当たりの輸送量
 (トンキロ/人・時間)

輸送量(トンキロベース)
 総労働時間数(船員数(人) × 労働時間(h))

- ・内航船員1人・1時間当たりの輸送量 (トンキロ/人・時間)
- ・労働時間(h)
- ・輸送量(億トンキロ)



(出典)内航船舶輸送統計年報及び船員労働統計調査より国土交通省作成

<目標値の考え方>

「日本再興戦略(改訂2015)」(平成27年6月30日閣議決定)において物流事業全般を含む広義のサービス産業の目標として、労働生産性の伸び率を平成32年度(令和2年度)までに2.0%とすることとされていること、全サービス産業の平均伸び率が現状1.3%(平成27年度)であることを考慮し、平成31年度(令和元年度)までは毎年1.3%ずつ、平成37年度(令和7年度)までは毎年2.0%ずつの伸び率として、平成27年度の内航船員1人・1時間あたりの輸送量の17%増である4,542トンキロ/時間との目標値を設定し、検討会の議論のとりまとめに基づく各種施策を講じることで、全サービス産業の労働生産性並みの伸び率の達成を目指す。

※ $17\% \doteq (1.3\%)^3 \times (2.0\%)^6$
 (H29~H31) (H32~H37)

6. 政策への反映の方向

指標の達成状況

「安定的輸送の確保」の効果を測る2つの指標及び「生産性向上」の効果を測る3つの指標について、2021年度時点の数値を分析し、評価を行う。



5つの指標のうち効果の低い数値については、原因を分析する。



各施策の取り組み状況

本プランに記載されている各施策の進捗状況を把握し、評価を行う。



進捗状況が悪い施策については、進捗の阻害要因を特定し、改善策を講じるとともに、新たな施策の必要性について検討する。

7. 検討状況(内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況(2023年3月末時点))

船舶管理会社の活用促進(海事局内航課)

取組の内容 (内航未来創造プランより)

「登録船舶管理事業者制度」を創設し、一定水準の船舶管理サービスを提供する者について、同制度の登録を受けることにより「国土交通大臣登録船舶管理事業者」として事業を実施できることとし、船舶管理事業者に一定の法的位置づけを与えることとする。

取組の状況

2018年4月 登録船舶管理事業者制度の運用開始

⇒登録船舶管理事業者規程(告示)を制定し、任意の登録により業務の情報や品質を「見える化」。
31事業者を登録。(2021年10月末現在)



2022年4月 「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」に伴う改正内航海運業法の施行

⇒船舶管理会社の活用を促進するため、船舶管理業の法的位置づけや責任を明確化するとともに、全ての船舶管理業者へ登録を法律で義務づけることとなった(告示は廃止)。

取組の評価

内航海運業法の改正により、登録を任意から義務としたことで、船舶管理業の環境整備を着実に進めている。今後は船舶管理業に対する評価制度の導入を検討し、船舶管理業務の活用を更に促進させていく。

7. 検討状況(内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況(2023年3月末時点))

荷主企業・内航海運事業者等間の連携による取組強化(海事局内航課)

取組の内容 (内航未来創造プランより)

船員や船舶の高齢化といった構造的課題について、中長期的視野に立って、関係者が問題意識を共有し取り組んでいく体制として、産業基礎物資の品目(鉄鋼、石油製品、石油化学製品等)毎に、荷主企業、内航海運事業者(オペレーター及びオーナー)、行政等から成る「安定・効率輸送協議会」を設置し、定期的を開催することとする。

取組の状況

2018年2月～「安定・効率輸送協議会」(3部会合同会合)及び品目ごとの部会を開催

⇒船員の確保・育成、老朽船の代替、労働環境改善、荷役作業軽減、安全運航の確保、燃料高騰の際の対応等に係る意見交換、課題の共有等を図った。

2021年5月の船員法、船員職業安定法及び内航海運業法の改正法成立を受け、その周知を図るとともに、制度改革を契機に、荷主業界と内航海運業界との連携強化に向け、本協議会を継続的に実施。

2022年3月 内航海運と荷主との連携強化に向けた懇談会を開催

⇒荷主業界と内航海運業界の双方に対して、安定輸送を確保するためには荷主業界と内航海運業界の経営層によるリーダーシップが重要であること、及び「強い内航海運」に向けた変革の推進の必要性を共有した。今後、両業界の経営層(役員クラス)が直接対話する機会として、本懇談会を継続的に開催していくこととなった。

2022年3月 「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」を作成

⇒「内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会」にて作成。内航海運業者と荷主がそれぞれ遵守すべき事項とともに望ましい協力のあり方等がまとめられた。

取組の評価

「安定・効率輸送協議会」を継続して実施している。更に、改正内航海運業法等を踏まえ、内航海運業界と荷主業界双方の理解と協力を醸成する対話の場として役員クラスが出席する懇談会を新たに設置し、連携の更なる強化を図っているところであり、両業界の連携を着実に進めている。今後も引き続き両会議を実施し、そこで講じられた施策を展開していく。23

7. 検討状況(内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況(2023年3月末時点))

新たな輸送需要の掘り起こし(海事局内航課)

取組の内容 (内航未来創造プランより)

海運へのモーダルシフトの更なる推進を図るため、RORO船・コンテナ船・フェリー事業者のほか、利用運送事業者、荷主企業、行政等から成る体制「海運モーダルシフト推進協議会」を設置し、連携の強化、具体的な取組の推進等を実施する。また、海運モーダルシフトに特に貢献する取組や、先進的な取組等を行った荷主企業・物流事業者等への新たな表彰制度「海運モーダルシフト大賞」を創設し、モーダルシフトに係る優良事例を全国に共有・展開するとともに、RORO船・コンテナ船・フェリーに係る航路・ダイヤ・運賃・空き状況等の情報を集約し、利用運送事業者や荷主企業等が利用出来る情報検索システムを構築する。

取組の状況

2017年11月、2018年5月、2019年3月「海運モーダルシフト推進協議会」の開催

⇒新たな表彰制度の方向性・枠組みをとりまとめ、2019年度より新たに、エコシップマーク優良事業者表彰者の中で、海運モーダルシフトに特に貢献する取組や、先進的な取組等を行った荷主・物流事業者に対し、「海運モーダルシフト大賞」を授与。

2021年度までに荷主・物流事業者計8者の表彰を実施。2022年度は新たに荷主1者、物流事業者1者を表彰した。

7. 検討状況(内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況(2023年3月末時点))

新たな輸送需要の掘り起こし(前ページからのつづき)

取組の状況

⇒また、フェリー・RORO船の取り逃がしている貨物を確保する取り組みの促進策として、荷主が海運を利用しやすくするための、モーダルシフト船の運航情報等一括検索システムの構築実現可能性の調査やモーダルシフトに対する課題の抽出を行った。システムのプロトタイプ構築や実証実験を通して以下のメリット・デメリットを整理するとともに、関係者間で海運へのモーダルシフト推進に対する現状の課題や認識の共有ができた。

メリットとしては、「新規荷主でもRORO船・コンテナ船・フェリーの業界横断の連携で一括して空き状況等の情報が検索できる」「既存の荷主でも新たな経路の発見や活用につながる」ということがわかった反面、デメリットとしては運航スケジュールや空き状況を事業者が逐一事業者が入力していくのは労力の面で負担が大きいこと、またシステムの構築・運用費用が大きいことが分かったため、システム構築・運用費用が著しく低廉化する等がない限りは、まずは荷主が海運を利用しやすいよう、ホームページへの掲載や上記表彰制度の活用などでPRを図っていくことや、サプライチェーン全体での改善及びその優良事例の共有・展開、税制上の支援措置、船舶共有建造制度による支援措置等による更なる海運へのモーダルシフトの推進を図っていくこととなった。

取組の評価

2030年の目標値に向け、モーダルシフトを着実に推進している。「2024年問題」の解決策の一つとして、海運へのモーダルシフトに対する関心も高まる中、2023年6月に開催された「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」においてとりまとめられた、「物流革新に向けた政策パッケージ」等を踏まえ、今後も更なる海運へのモーダルシフト推進に向け取り組んでいく。

7. 検討状況(内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況(2023年3月末時点))

港湾インフラの改善・港湾における物流ネットワーク機能の強化等(港湾局計画課)

取組の内容 (内航未来創造プランより)

- 船舶の大型化等を通じて輸送効率を向上するため、岸壁整備・改良の促進や老朽化施設の適切な維持更新、航路・泊地水深の確保、防波堤の整備促進による静穏度確保等を行う。
- RORO船等の大型化や無人航送化に対応した十分な岸壁水深・延長、荷さばき地を有する高規格なターミナルを全国展開し、貨物量の季節波動等に対応し、航路の柔軟な変更を可能とする内航輸送網を形成する。また、小口貨物の集約や複数の荷主企業の共同輸送化により、モーダルシフトを促進するための荷さばき地等の確保を図る。

取組の状況

2018年7月 港湾の中長期政策『PORT2030』を策定

⇒情報通信技術や自動化技術を実装した「次世代高規格ユニットロードターミナル」の全国展開や船舶大型化へ対応した岸壁整備・改良の促進等を取組施策として決定。

2018年度以降、13港においてフェリー・RORO船の大型化等に対応するための港湾整備を実施している。

2020年度～ 船社・港運等のニーズについてヒアリング

→次世代高規格ユニットロードターミナルの具体化に向け、船社・港運等のニーズについてヒアリングを実施。

2021年度～ 先進技術を用いた高規格化施策の実証試験を実施

⇒2021年度に敦賀港において、カメラ認証技術やセンサー等を活用した港湾内シャーシ情報管理に係る実証実験を実施し、実用性を確認。2022年度に自動係留装置に係る実証実験を実施。

2023年2月～ 次世代高規格ユニットロードターミナル検討会の設置・開催

取組の評価

2024年度からのトラックドライバーの時間外労働の上限規制等により、労働力不足の問題が顕在化する中、将来の国内物流を維持するため、内航フェリー・RORO船による輸送動向、必要となる港湾整備及び情報通信技術や自動技術を用いた荷役効率化などの取組を検討。2023年6～7月に中間とりまとめ、2024年1月～3月に最終とりまとめを予定。

7. 検討状況(内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況(2023年3月末時点))

IoT技術を活用した船舶の開発・普及(海事局海洋・環境政策課、安全政策課)

取組の内容 (内航未来創造プランより)

先進的な要素技術を確立し、自動運航船の実現に向けて、IoTを活用した、船舶全般に係る状態を監視・診断するシステムや新たな操船システム、自動離着棧システム等の開発を行う。

また、自動運航に係る新技術による省力化の効果が認められる場合には、船員の配乗や定員等の見直しが可能となるか検討する。

取組の状況

2017年10月～ IoT活用船に関する先進船舶導入等計画認定制度の運用開始

⇒15件を認定。(2023年3月末現在)

2018年6月 自動運航船の実用化に向けたロードマップの策定

⇒「フェーズ2自動運航船(陸上からの操船やAI等による行動提案で、最終的な意思決定者である船員をサポートする船舶)」を2025年までに実用化を目指し、取組を実施。

2018年7月 自動運航船の実証事業を開始

2022年2月 「自動運航船に関する安全ガイドライン」を策定

⇒上記実証事業の結果を踏まえて、自動運航船の安全確保に向け、設計から運航の各段階で安全上留意すべき事項等をまとめた。

取組の評価

取組は順調に進捗している。今後は、国内の技術開発・実証、試験運用の動向やIMOでの国際規則の策定に係るスケジュールも踏まえつつ、引き続き民間が取り組む技術開発や実証の後押しとなるような取組や国際規則の関係法令への取入れなど、自動運航船の導入・普及に必要な環境整備を進める。

7. 検討状況(内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況(2023年3月末時点))

円滑な代替建造の支援(海事局総務課)

取組の内容 (内航未来創造プランより)

鉄道・運輸機構による船舶共有建造制度では、環境性能に優れた船舶の建造や若年船員の確保等の政策に合致する取組を進める事業者に対して、金利軽減措置※1等の支援を行ってきたところ。

本プランにおいて方向性が示された「国土交通大臣登録船舶管理事業者」登録制度※2に基づき登録された船舶管理事業者の管理する船舶及び船員の安定的・効果的な確保のため、船員の労働環境を改善する設備を有する「労働環境改善船」に対しても、金利低減措置等の導入を検討する。

(※1 鉄道・運輸機構の持分に係る船舶使用料について、減価償却費相当分を除く金利相当部分を低減する措置)

(※2 従来、告示による任意の登録制度の登録事業者を対象としていたが、2022年4月の改正内航海運業法の施行を受け、法律による登録制度の登録事業者を対象とすることとなった。)

取組の状況 (JRTT)

船舶共有建造制度において、以下の船舶を新たに金利低減措置の対象に加えた。

(括弧内の隻数は金利低減措置の導入開始から令和4年度末までの制度活用実績(内定含む))

- 2018年4月 「登録船舶管理事業者の管理契約船」(6隻)
「船員の労働環境改善に資する船舶」(8隻)
- 2019年4月 「LNG燃料船」
- 2021年11月 「特定船舶導入計画の認定を受けた船舶」(11隻)

取組の評価

上記の通り、船舶共有建造制度において、労働環境改善船等を新たに金利低減措置の対象に加え、着実に取組を実施している。引き続き、船舶共有建造制度を活用して円滑な代替建造を推進して28いく。

7. 検討状況(内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況(2022年3月末時点))

船舶の省エネ化・省CO2化の推進(海事局海洋・環境政策課)

取組の内容 (内航未来創造プランより)

- ① 国土交通省が省エネルギー対策の導入による船舶の燃料消費削減率を評価し、その結果を格付として表す内航船「省エネ格付け制度」の導入を検討する。併せて、経済産業省と連携し、革新的省エネルギー技術(ハード対策)に運航・配船の効率化(ソフト対策)を組み合わせた船舶の省エネ効果を実証し、省エネ船舶の普及を促す。
- ② 国立研究開発法人海上技術安全研究所や大学・民間で実施されている水素燃料電池船の実証試験のデータを活用し、安全性を検討することで燃料電池船の実用化を促進する。

取組の状況

- ① 2018年3月 LNG燃料船に関する先進船舶導入等計画を認定
→引き続き、先進船舶導入等計画認定制度に加え、環境省と連携した支援制度を活用し、LNG燃料船の普及に向けた取組を推進。
2020年3月 内航船省エネルギー格付制度の本格運用開始
→計119隻に格付を付与。(2023年3月末現在)
→2022年度以降 内航船の燃費性能算定に関する精度とコストの最適バランスを踏まえた簡易計算手法等を検討
2021年4月 AI・IoT等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金(内航船の革新的運航効率化実証事業)を開始
→革新的省エネルギー技術等の導入・実証を5件支援し、省エネ船の普及を促進。(2023年3月末現在)
2023年3月 船型改良等による更なる省エネと荷主、オペレーター等と連携して取り組む対策を組み合わせた「連携型省エネ船」のコンセプトを策定
- ② 2018年3月 小型船舶を対象とした水素燃料電池船の安全ガイドラインを策定
2021年8月 旅客船やより大型な船舶へも対応できるよう、安全ガイドラインを改訂
→本ガイドラインを活用し、水素燃料電池船の開発、建造が進められている

取組の評価

取組は順調に進捗している。今後は、連携型省エネ船等の導入を促進することにより、引き続き内航海運の省エネ化・省CO2化を推進していく。

7. 検討状況(内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況(2023年3月末時点))

造船業の生産性向上(海事局船舶産業課)

取組の内容 (内航未来創造プランより)

- 新たな船型の開発強化・スピードアップのための調査研究事業を実施する他、造船・海運における生産性向上に向けた技術開発・実用化への支援制度により、民間における取組を推進する。
- 中小造船事業者について、中小企業経営強化法に基づき、生産性向上のための設備投資に対して固定資産税の軽減措置、公益財団法人日本財団による長期・低利融資等で支援する。
- 造船事業者と教育機関のネットワーク強化を図り、造船人材の確保・育成を進めるための取組を推進するとともに、造船の教育体制強化のための造船教員の養成体制構築の事業を実施する。

取組の状況

- 船舶のまわりの流れを模擬する数値シミュレーション(CFD)ソフト※を開発。広く造船業界において船型の開発に用いられている。
- 造船技術研究開発費補助事業により、自動溶接ロボット等の開発等を支援し、造船現場で実用化され、生産性向上に貢献。
- 現在は、海事産業強化法に基づく事業基盤強化計画において、2022年度末までに23グループ39社の計画を認定している。
- 中小企業等経営強化法に基づき115件(制度開始からの累計では157件)の中小企業等の経営力向上計画を認定。
- 業界団体や工業高校・教育委員会等と連携し造船教員養成プログラムを作成し、高校における造船担当教員の育成やスキルアップを図り、造船教育の強化を推進。令和4年4月からは工業の科目として「船舶工学」が盛り込まれた新高等学校学習指導要領が実施されている。

取組の評価

造船業の生産性向上に向けた取組を着実に実施している。引き続き造船業・船用工業の事業再編や生産性向上等を推進していくとともに、中小造船事業者の支援も引き続き実施していく。

7. 検討状況(内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況(2023年3月末時点))

高等海技教育の実現に向けた船員教育体制の抜本的改革(海事局海技課)

取組の内容 (内航未来創造プランより)

- 海技教育機構のあり方について幅広い関係者による検討を行う。
- 関係機関の連携の下、質が高く、事業者ニーズにマッチした船員の養成に取り組むとともに、4級海技士養成定員の拡大、学生募集の強化を目指すべく、海上技術短期大学校(専修科)への重点化を図るとともに、学校・練習船の教員等の配置等の見直しや、乗船実習の履歴代替として工作技能訓練(工場実習等)の導入等に取り組む。

取組の状況

2018年10月～ 「船員養成の改革に関する検討会」の開催

⇒ (独)海技教育機構のあり方について関係者による幅広い検討。

2021年2月 「船員養成の改革に関する検討会」とりまとめの公表

⇒海上技術学校から海上技術短期大学校への段階的な移行や、航機両用教育から航・機専科教育への移行等についてとりまとめ、(独)海技教育機構第4期中期計画に反映した。

2021年4月 小樽海上技術短期大学校開校

⇒小樽海上技術学校を小樽海上技術短期大学校とし、航機両用教育から航海専科に移行し、電子海図情報表示装置(ECDIS)の知識・操作技術を習得できる教育体制を構築。これにより、海技教育機構における四級海技士養成定員は2021年度入学者から10名拡大し400名となった。

取組の評価

取組は順調に進捗している。今後についても、関係機関の連携の下、質が高く、事業者ニーズにマッチした船員の養成に取り組むこととする。

7. 検討状況(内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況(2023年3月末時点))

船員のための魅力ある職場づくり(海事局船員政策課、海技課)

取組の内容 (内航未来創造プランより)

- 海事産業が労働環境の向上に取り組んでいることをPRし、海上労働の魅力向上や理解の促進を図るべく、表彰制度の創設や優れた安全取組事例についてベストプラクティス集としてとりまとめ、国土交通省HPで掲載する等の取組を行う。
- 女性の就労を促進するための検討を行い、女性が活躍できるような労働環境の実現に向けた提案をとりまとめる他、表彰制度や求人票等を通じ、女性が働きやすい労働環境を提供する事業者を、優良事業者としてPRするとともに、内航海運業界において女性の活躍の具体化について検討を行う。
- 船員派遣制度の活用を促進するため、船員派遣事業の財産的基準等の見直しに係る検討を行う。
- 499総トン以下の貨物船において、船員の確保・育成のために居住区域を拡大(船員室増)した場合に、船舶や乗組員の安全が確保されることを前提として、船舶職員の配乗基準や機関室等安全要件の特例についての検討を行う。
- 船舶料理士資格受有者や船内で調理を行う者の確保・育成のため、船舶料理士に必要な栄養や食品衛生管理等の知識とともに各種料理の実技能力を維持確保しつつ、より早期に資格取得を可能とする方法について検討を行う他、調理師学校への海上就職案内の強化やジョブカフェの全国展開、海技教育機構清水校における司厨科施設の積極的活用、調理師資格を取得できる水産高校調理課程卒業者に対する海技教育機構練習船における船内調理実習の実施等の取組を行う。
- 海上自衛隊(防衛省)における取組、内航海運事業者のニーズを踏まえ、海技資格取得の取組の拡充(海上自衛隊における登録船舶職員養成施設の拡大等)を図る。

7. 検討状況(内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況(2023年3月末時点))

船員のための魅力ある職場づくり(前ページからのつづき)

取組の状況

2017年3月～ 船員安全・労働環境取組大賞の創設、取組のベストプラクティス集のとりまとめ
⇒ 船内の労働災害の防止の他、安全運航、健康管理、陸上からの船内労働への支援、女性の就労支援等の労働環境の改善に関する取組を表彰する制度(船員安全・労働環境取組大賞「船員トリプルエス大賞(SSS)」)を創設。毎年度、表彰を実施し、過去の優れた安全取組事例とともにベストプラクティス集としてとりまとめ、公表している。

2017年6月～ 「女性船員の活躍促進に向けた女性の視点による検討会」の開催
⇒ 委員全てが学識経験者、船員経験者及び海運業界の女性で構成された検討会を設置。
2018年4月に、事業者の積極的な女性船員の雇用を促進するための情報発信について等の提案をとりまとめた。

2017年9月 船員派遣事業の許可基準の見直し

2018年4月～ 海事産業における女性活躍の取組事例集の発行
⇒ 女性船員の活躍や企業の先進的な取組事例を事例集としてとりまとめ、情報発信を実施。
(『輝け！フネージョ★』プロジェクト。2021年7月末時点で全4部作成して発信している。)

2018年4月～ 「船舶料理士資格の効率的な取得に関する検討会」の開催
⇒ 船舶料理士に必要な栄養や食品衛生管理等の知識とともに各種料理の実技能力を維持確保しつつ、より早期に資格取得を可能とする方法について検討を行った。

7. 検討状況(内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況(2023年3月末時点))

船員のための魅力ある職場づくり(前ページからのつづき)

取組の状況

2018年8月 「船員育成船舶」に係る緩和措置の導入

⇒ 499総トン以下の貨物船の居住区域を船員の確保・育成のために拡大することに伴い、509総トンまで増トンした場合でも、船員配乗の基準及び設備に関する一部の安全要件を499総トンと同等とする。

2018年12月 海上自衛官の乗船履歴の認定拡大

⇒ これまで船舶職員及び小型船舶操縦者法上の乗船履歴として認められていなかった海上自衛隊の幹部である「隊司令」における艦船の乗船履歴を新たに認定。

2021年10月 船員職業や船内の調理業務についての若者への積極的な働きかけを実施

⇒ 司厨員の確保のため、調理師専門学校へのPR活動を実施した。

2021年12月「司厨員が乗船しない内航船の船内供食改善ガイドライン」の公表

⇒ 船員の健康確保に向けた重要な要素の一つである船内供食の改善を図るとともに、船員の健康管理意識の増進を図るため、司厨員が乗船しない船舶の供食状況等に係る調査を実施し、その結果を踏まえ、船舶所有者及び船舶管理会社が船内供食の改善に取り組む上で参考となる情報をガイドラインとしてまとめた。

取組の評価

実施している取組は順調に進捗している。引き続き、船員の労働環境の改善等により「船員のための魅力的な職場づくり」に取り組み、船員の確保・育成を促進する。

7. 検討状況(内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況(2023年3月末時点))

働き方改革による生産性向上(海事局船員政策課、海技課)

取組の内容 (内航未来創造プランより)

- 船舶職員に求められる知識等や労働環境の変化について、関係者間での意見交換や船内業務の実態調査等を行い、航行の安全の確保や若年船員の確保・育成の強化を十分考慮の上、実態に即した規制(船員配乗)への見直しを含めた検討を行う。
- 船員の労働時間・労働負荷を軽減し、質の高い休日(休息)を確保することにより、若年・女性をはじめとする船員が定着できる労働環境を実現できるよう、船員の労働時間を適正に管理できる標準的なソフトウェアの構築に向けた検討や、船員による荷役作業の運用ルールの明確化等により、船員の労働時間の削減や負担軽減を目指す。

取組の状況

2017年6月～ 「後継者確保に向けた内航船の乗組みのあり方に関する検討会」の開催

⇒検討結果を踏まえ、2018年8月から、居住区域を拡大した509総トンの貨物船に対し、499総トンと同等とする緩和措置として、船員配乗基準の特例措置(船員育成船舶に係る緩和措置)を実施。

2021年5月 「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」の成立

⇒実態調査等を踏まえ、船員法(昭和22年法律第100号)及び船員職業安定法(昭和23年法律第130号)を一部改正。

2022年3月 「船員向け労働時間管理システム」要件定義書の作成・公表

2023年3月 「船員向け労働時間管理システム」の実船検証の実施及び要件定義書の見直し・公表

7. 検討状況(内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況(2023年3月末時点))

働き方改革による生産性向上(前ページからのつづき)

取組の状況

2022年4月・2023年4月 改正船員法・船員職業安定法の施行

⇒労務管理責任者の選任制度の創設等、船員の労務管理の適正化を図るための仕組みを構築。

2023年4月に操練、航海当直の交代に係る作業について労働時間規制の対象とするよう見直し。

取組の評価

実施している取組は順調に進捗している。引き続き、規制の見直しを含めた「働き方改革による生産性向上」に取り組み、船員の確保・育成を促進する。

7. 検討状況(内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況(2023年3月末時点))

内航海運暫定措置事業の現状と今後の見通し等を踏まえた対応(海事局内航課)

取組の内容 (内航未来創造プランより)

暫定措置事業が想定よりも早期に終了することも念頭に、暫定措置事業が果たしてきた役割に対しどのような対応が考えられるか、またその場合における内航海運組合の役割を含むあり方をどう考えるか等について検討を行う。

取組の状況

2020年9月 交通政策審議会海事分科会基本政策部会において「令和の時代の内航海運に向けて(中間とりまとめ)」の公表

⇒内航海運の特殊性を踏まえると急激な景気変動時に対応するためのセーフティネットとして、船舶の供給量の調整に係る規定は、存置しておくことが必要と結論付けた。

2021年8月 暫定措置事業終了

⇒日本内航海運組合総連合会が実施していたが、収支が相償ったことを受け終了。

取組の評価

暫定措置事業には、意欲的な事業者の新規参入や事業拡大を抑止する側面があった。本事業の終了によってこうした制約がなくなり、内航海運事業者がより自由に新規参入や事業拡大を行えるようになった。今後は、取引環境の改善を図るなどの各種施策により、内航海運の安定的な維持・確保を推進していく。

7. 検討状況(内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況(2023年3月末時点))

船舶の燃料油に含まれる硫黄分の濃度規制への対応(海事局海洋・環境政策課)

取組の内容 (内航未来創造プランより)

国土交通省において、海運業界との「燃料油環境規制対応方策検討会議」及び石油業界も含めたオールジャパンの「燃料油環境規制対応連絡調整会議」を立ち上げたところである。引き続き、官民の関係者が連携の上、海運業界の懸念や要望事項、石油業界の現状などについて情報を共有するとともに、低硫黄燃料油の供給量確保、必要な品質の確保、低廉化に向けた具体的対応策を検討し、規制への円滑な対応ができるよう適切に取り組む。

取組の状況

2019年4月 「2020年SOx規制適合船用燃料油使用手引書」の公表・周知

→規制適合油を使用する際に必要となる対策や留意すべき事項について、専門家の技術的知見や混合安定性試験などの各種調査結果をまとめた。さらに、規制適合油内のスラッジ発生への予防策を追記した改訂版を2021年4月に公表。

2019年4月 「内航海運事業における燃料サーチャージ等ガイドライン」の公表

→環境規制対策に伴って生じる環境コストの適切な分担のために策定。また、昨今の燃料油価格高騰を受けて、本ガイドラインに基づき荷主団体に対して改めて周知。

2019年4月 「海運分野におけるSOx規制を考えるシンポジウム」の開催

→規制強化に伴う影響については、荷主も含め広く社会の理解を得る必要があることから、日本経済団体連合会、関係業界と共催で開催。

2018年度以降 硫黄分の濃度規制への対応に資する支援の実施

→2018年度より排ガス洗浄装置(スクラバー)の導入支援を実施(2020年まで)

→2019年度においてA重油を使用する船舶の建造支援を実施

→2021年度よりLNG燃料船の導入支援を実施中(2025年度まで)

取組の評価

開催を通じた周知活動は概ね完了している。今後も引き続き、官民の関係者が連携の上、海運業界の懸念やガイドライン等の公表やシンポジウムの要望事項、石油業界の現状などについて必要に応じて情報を共有するとともに、硫黄分の濃度規制への対応に資する、LNG燃料船の導入支援を継続していく。

7. 検討状況(内航未来創造プランで定めた具体的施策の進捗状況(2023年3月末時点))

海事思想の普及(海事局総務課、海技課)

取組の内容 (内航未来創造プランより)

「海の恩恵に感謝し、海洋国日本の繁栄を願う」という趣旨の海の日を中心として、全国各地で様々な活動が展開されている。今後は、これらの活動の有機的な連携の強化や、個々の活動の情報発信力の強化や活動内容の向上を図る。

また、内航海運事業者をはじめとして、岸壁の管理者、船員など関係者の協力のもと、学校教育の現場で使用する教材等に加え、船舶や専門的な知識や技術を有する業務の理解や体験をする見学会を含めた教育のプログラムを作成する。

取組の状況

官民が有機的に連携した、情報発信力の強化や活動内容の向上

⇒2017年度より、海事観光や海洋レジャーの市場を拡大していくための海事振興施策「C to Sea プロジェクト」を開始。2018年度には、特設ポータルサイト「海ココ」を開設し、海事観光、海洋レジャー、海の仕事紹介等の様々なコンテンツを発信している。2022年度は、現在のC to Seaプロジェクトを拡充する形で、地方運輸局等及び海事広報活性化協議会から参加者を集った組織横断的な広報チーム「C to Sea特派員」を形成した。今後もこれら関係者間の連携を強化する。

全国で海洋教育の取組みを推進

⇒2017年度より教員向け指導案を中心とした教育プログラムの作成・周知を行っている。また、2021年度には小学5年生社会科向けWEB授業動画を3本作成し、2022年3月に海事局YouTube「海ココちゃんねる」に公開。

船員教育に対する理解を深めるため、各学校におけるオープンキャンパス／スクール、学校説明会の実施、練習船における一般公開及び体験乗船を実施

⇒2022年度は、各学校におけるオープンキャンパス／スクール、学校説明会を47回実施、練習船におけるシップスクール等を9回実施した。引き続き、関係自治体等との調整を図りながら実施する。

取組の評価

海事思想の普及へ向けた取組を着実に実施している。今後は教育プログラムの周知を継続するとともに、地方事業における出前講座、体験乗船等により特に若年層の海洋や海事産業への興味・関心を高めていく。

「地域防災力強化を支援する 気象防災業務」

令和5年6月5日
国土交通省 気象庁

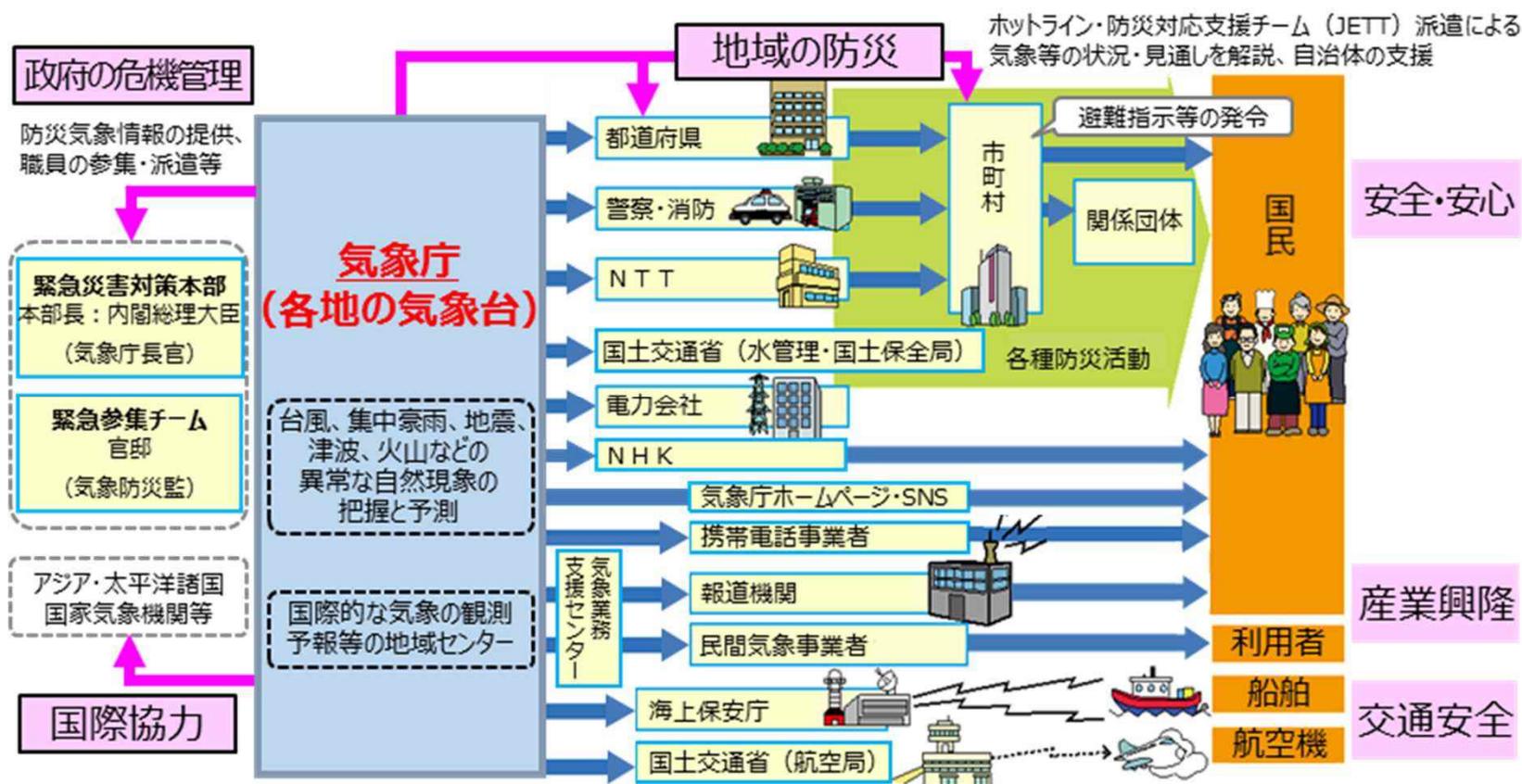
1. 政策レビューの取組方針

テ ー マ 名	地域防災力強化を支援する気象防災業務
対象政策の概要	気象庁は、気象業務法に基づき災害の予防に寄与するという任務を担っており、災害が発生するおそれがある場合に発表する防災気象情報は自治体、民間事業者、住民などが防災対応を行う判断材料として活用されている。 特に、住民に避難指示等を発令する役割を担う自治体が防災気象情報を適切に活用できることは重要であり、平成29年度に開催した「地域における気象防災業務のあり方検討会」以降、気象庁ではより一層、自治体への支援の強化に取り組んできたところ。全国各地の気象台では、防災気象情報が自治体の防災対応の判断に適切に活用されるよう、平時には理解・活用の促進を図る施策を推進するとともに、災害時には電話連絡(ホットライン)やJETT(気象庁防災対策支援チーム)による気象解説・助言を実施するなど、自治体の支援を強化している。
評価の目的、必要性	(目的)自治体における防災気象情報の「理解・活用」を促進するべく、これまで気象庁が講じてきた施策が、自治体が行う防災対応の判断に寄与しているかを検証し、今後のより適切かつ効果的な自治体支援につなげる。 (必要性)平成30年度以降、気象庁では自治体における防災気象情報の「理解・活用」を促進するため、JETT(気象庁防災対策支援チーム)の発足をはじめとする様々な施策を講じてきた。一方で、様々な施策を講じてもおお、毎年のように自然災害による被害は発生し、災害後の振り返りでは、自治体から「防災対応の判断に迷いが生じた」という声も散見される。平成30年度以降も様々な自然災害が発生していることを踏まえ、気象庁の自治体支援の取組をより適切かつ効果的なものにするためにどのような方策をとればよいか、具体例等をもとに掘り下げて調査を行い、評価する必要がある。
評価の視点	・気象庁の講じてきた施策の評価と自治体の現状についてのフォローアップ ・施策を講じてもおお自治体に対応に窮した災害事例についてのケーススタディ 示という視点で評価を行う。
評価手法	・気象庁が過去に行ったアンケート調査や災害事例の振り返りの結果等の既存のデータの分析を行う。 ・悉皆的な調査として、全国の市区町村の防災担当部局を対象としたアンケート調査を実施し、その結果の分析を行う。 ・特徴的な事例の掘り下げとして、近年、風水害により被災した地域の住民、市町村、県庁を対象とした調査をそれぞれ実施し、その結果の分析を行う。
政策への反映の方向	フォローアップにより確認した評価、ケーススタディにより見出された課題を踏まえ、気象庁が発表する防災気象情報を、自治体による避難情報の発令、地域住民による避難行動といった防災対応につなげるために必要な方策を検討する。
検討状況	・令和4年度に全国の市区町村の防災部局を対象としたアンケート調査を実施しており、回答結果の分析を実施中。 ・令和5年度の調査対象については、令和4年に風水害により被災した地域のうち、特徴的な課題を有する数地域を候補として選定し調整中。
第三者の知見の活用	「気象業務の評価に関する懇談会」に参画する有識者から、調査の設計、アンケート調査の設問等について、適宜相談している。
備 考	

2-1. 気象庁の任務

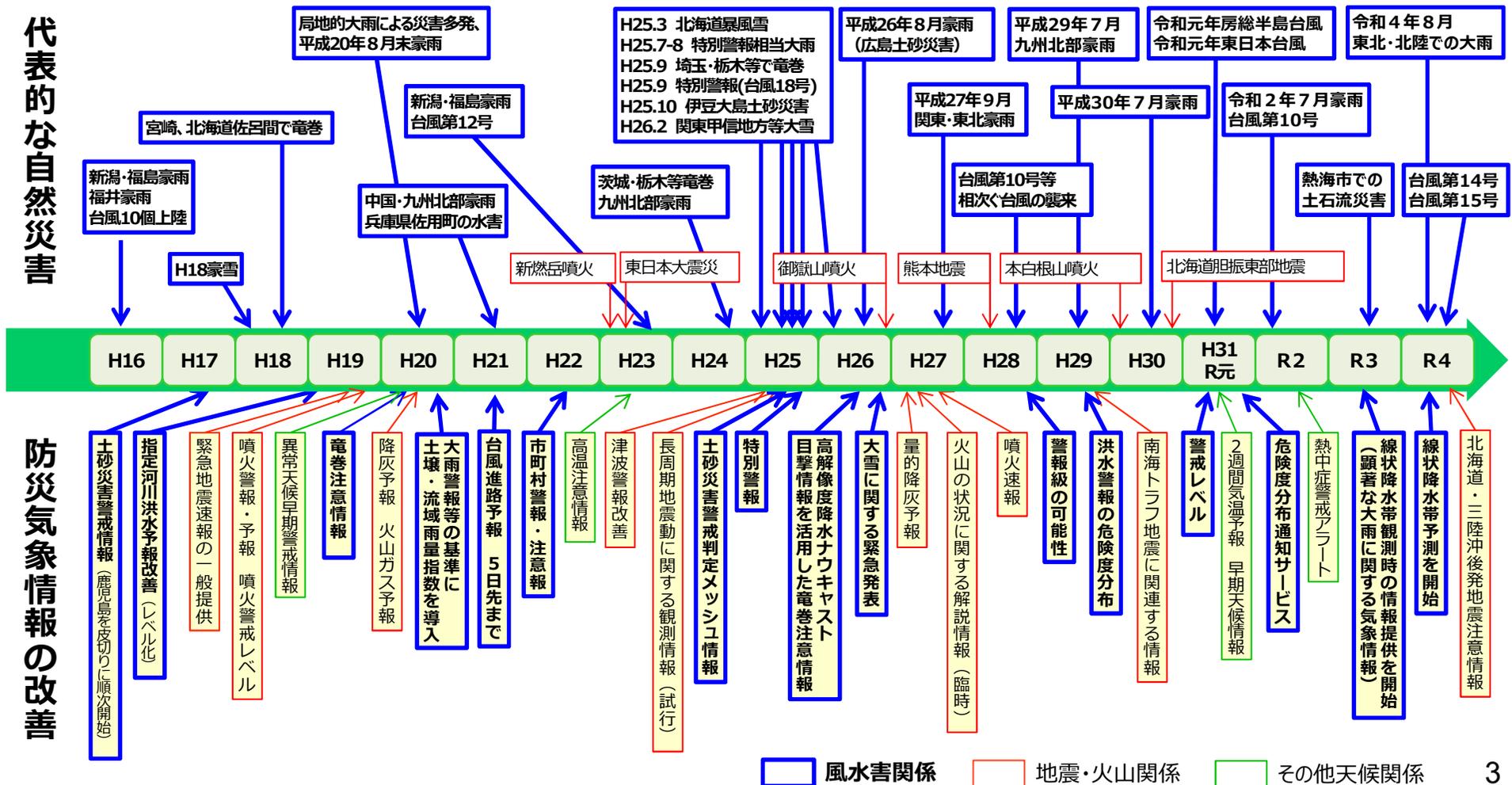
- 気象庁は、気象・海洋や地震・火山などの**自然現象を常に監視・予測し、防災気象情報を的確に提供**することによって、**自然災害の軽減**、国民生活の向上、交通安全の確保、産業の発展などを実現することを任務としている。
- 防災気象情報は自治体、民間事業者、住民などが**防災対応を行う判断材料**として活用されている。

防災気象情報の流れを示した模式図



2-2. 相次ぐ災害と防災気象情報の改善

- 気象庁では、毎年のように発生する自然災害、技術の進展に応じた防災気象情報の改善を実施。
- 災害発生危険度に応じてレベル分けした情報の発表、SNSなど最新の伝達手段への対応など、情報のわかりやすさ、入手しやすさの観点からも着実に改善を実施。
- 情報の改善に伴う細分化、多様化とともに、**情報の「理解・活用」の支援**の重要性が一層高まっている。



2-3. 気象台による自治体支援の必要性

- 多様なカウンターパートの中でも、特に自治体は住民の安全に対し大きな役割を担う。
- 災害対策基本法に基づき、**市町村は住民に避難を指示する権限を、気象庁はそのために必要な技術的な助言を行う義務**を有する。

災害対策基本法（抄）

第60条 第1項

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、**市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。**

第61条の2

市町村長は、第六十条第一項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第三項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、**助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。**

- 地域の気象防災力強化等の重要性を踏まえ平成29年度に開催した「地域における気象防災業務のあり方検討会」報告書において、**防災の最前線に立つ市町村に対し、一層「理解・活用」（読み解き）を促進**するという方向性が示された。



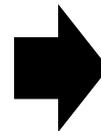
2-4. 前回の政策レビューとの関係

- 平成30年度の政策レビューでは、「台風・豪雨等に関する防災気象情報の充実」をテーマに、気象庁が平成28年～29年にかけて取り組んだ防災気象情報の改善について評価。
- 同レビューにおいては、防災気象情報の理解・活用の課題への対応方針として、**市町村への平時からの支援の強化**や**災害時のきめ細かい気象解説**等が示されたところ。
- H29検討会及びH30政策レビューを踏まえ進めてきた自治体支援強化の取り組みが概ね5年経過することから、今般、当政策レビューにおいて施策の評価を行う。

H30政策レビュー「台風・豪雨等に関する防災気象情報の充実」報告概要より抜粋

H30レビューで見出された課題

- 防災気象情報自体の認知度・活用度が低い。
- 防災気象情報が必ずしも正しく理解されていない。
- 市町村によって理解度・活用度に温度差がある。



H30レビューで示した対応方針

- 都道府県等の関係機関とも連携し、気象台による市町村や地域の防災リーダー等への気象解説や研修等の取組を強化。
- 利活用が進んでいない**市町村への平時からの支援を特に強化**することにより、ボトムアップを図る。**災害時においてもホットライン等による地域の実情に応じたきめの細かい気象解説**を実施。

2-5. 気象台による地域防災支援の取組

- H29検討会およびH30政策レビューを踏まえ、各気象台に地域ごとの災害特性を踏まえた担当チーム「**あなたの町の予報官**」を編成するとともに、災害時には**JETT（気象防災対応支援チーム）**を自治体に派遣するなど、平時・災害時にわたり支援を実施。

平時

- 首長訪問や「あなたの町の予報官」の編成による自治体との「顔の見える関係」の構築
- 防災気象情報の理解・活用のための訓練（気象防災ワークショップ等）
- 地域防災計画、避難情報発令基準策定等への助言



気象台による首長訪問



自治体向け気象防災ワークショップ

災害時

- 自治体防災部局への災害状況等の解説
- 台風説明会、記者会見
- 気象台長から首長へのホットライン
- JETT（気象庁防災対応支援チーム）の派遣



地方整備局との合同記者会見



自治体へのJETT派遣

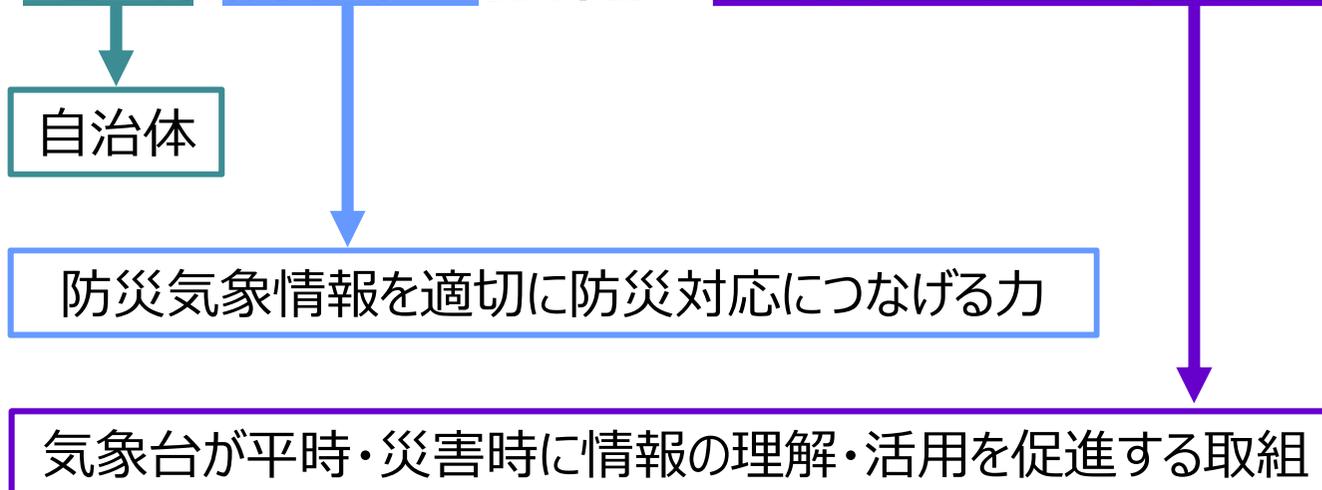
災害後

- 自治体と共同で災害時の対応について「振り返り」

外部専門人材である**気象防災アドバイザー**と連携した自治体支援も推進

2-6. 政策レビューの対象

地域 防災力強化を支援する気象防災業務



政策レビューで取り扱う災害の種別の選定

風水害	地震	火山
<ul style="list-style-type: none"> ● 近年、風水害が激甚化・頻発化しており、喫緊の課題となっている。 ● 発災前からの経時的な対応が可能で「防災気象情報を防災対応につなげる」という点で“典型的”と言える。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が経時的に進行せず突発的に発生する性質上、気象台も自治体も発災後からの対応が主となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当事者となる自治体数、対応の事例数が限られている。

2-7. 評価の目的、必要性

評価の目的

自治体における防災気象情報の「理解・活用」を促進するべく、これまで気象庁が講じてきた施策が、自治体が行う防災対応の判断に寄与しているかを検証し、今後のより適切かつ効果的な自治体支援につなげる。

評価の必要性

- 平成30年度以降、気象庁では自治体における防災気象情報の「理解・活用」を促進するための様々な施策を講じてきた。
 - － 地域ごとの災害特性を踏まえた担当チーム制（あなたの町の予報官）の導入
 - － 災害時における気象台職員の派遣スキーム（JETT）の発足
 - － 市町村による避難指示発令の流れにフォーカスした実践的な研修（気象防災ワークショップ）の開催 など
- 一方で、様々な施策を講じてもなお、毎年のように自然災害による被害は発生し、災害後の振り返りでは、自治体から「防災対応の判断に迷いが生じた」という声も散見される。
- 平成30年度以降も様々な自然災害が発生していることを踏まえ、気象庁の自治体支援の取組をより適切かつ効果的なものにするためにどのような方策をとればよいか、具体例等をもとに掘り下げて調査を行い、評価する必要がある。

2-8. 評価の視点

視点① 気象庁の講じてきた施策の評価と自治体の現状についてのフォローアップ

- これまで気象庁が講じてきた平時・災害の施策は、自治体の防災対応の判断に役立っているか。
- 各自治体は、地域防災計画等に基づき、適時的確に避難情報を発令できる体制を整えているか。

視点② 施策を講じてもなお自治体が対応に窮した災害事例についてのケーススタディ

- 平時の教育でどのような知識を身につけていれば、自治体は事前の準備を周到にできたか。
- 気象台からどのような解説・助言があれば、自治体は避難情報発令を判断できたか。

想定される現状・課題

- 気象庁が講じてきた平時・災害の施策は、自治体の防災対応の判断に一定の役割を果たしているのではないか。
- 一方で、直近の災害対応経験の有無などにより、自治体ごとに災害に対する認識に差が生じているのではないか。
- 気象台職員が、各自治体の防災体制のあり方や規模、地域特性に由来する災害リスクといった実態について、まだ十分に把握できていない面があるのではないか。

2-9. 評価手法

既存のデータの分析

- 気象庁が過去に実施したアンケート調査等の結果の分析
 - － 調査当時からの変化に着目して分析

悉皆的な調査

- 全国の市区町村の防災担当部局を対象としたアンケート調査
 - － 気象庁が講じてきた施策に対する評価についての取りまとめ
 - － 地域別、直近の災害対応経験の有無の別などによる傾向の分析

特徴的な事例の掘り下げ

- 被災地域の住民を対象としたアンケート調査
 - － 住民の抱える課題や要望のあぶり出し
- 被災地域の市町村を対象としたヒアリング調査
 - － 市町村が災害対応で直面した課題のあぶり出し
- 被災地域の都道府県を対象としたヒアリング調査
 - － 都道府県が災害対応で直面した課題のあぶり出し

2-10. 検討状況

悉皆的な調査

- 令和5年1月にWebアンケートを実施済み。
- 全国1,741市区町村のうち1,424市区町村から回答を回収。
- 回答結果の分析を実施中。

特徴的な事例の掘り下げ

- 令和4年に風水害により被災した地域のうち、特徴的な課題を有する数地域をピックアップ。
- 令和5年夏を目途に、当該地域の住民、市町村、県庁を対象に各種調査を実施予定。

平成 28 年 4 月 22 日

国土交通省政策評価会の開催について

1 目的

国土交通省における政策評価制度、評価方法等について改善・向上を図るため、学識経験者等の第三者からなる国土交通省政策評価会を開催し、その知見を活用する。

特に、基本計画又は実施計画の策定等、政策評価についての基本的かつ重要な決定又は変更等を行おうとする場合には、政策評価会の意見等を聴取した上でこれを行う。

2 構成員

政策統括官は、政策評価会を開催するため別紙の構成員の参集を求める。また、政策統括官は、必要があると認めるときは、別紙の構成員以外の者に政策評価会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

同一の有識者に参集を求める期間は、1年とする。ただし、再度、参集を求めることを妨げない。

3 座長

政策評価会に座長 1 人を置く。

座長は会務を総理する。

4 その他

政策評価会の庶務は、政策評価官室において処理する。

この他政策評価会の運営に関して必要な事項は座長が定める。

政策評価会の議事録及び資料は、事後にホームページにおいて公表する。

(別紙)

国土交通省政策評価会委員

(50音順、敬称略)
令和5年6月5日現在

座長	上山 信一	慶應義塾大学総合政策学部教授
	大串 葉子	椙山女学園大学現代マネジメント学部教授
	加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科教授
	工藤 裕子	中央大学法学部教授
	佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授
	白山 真一	上武大学ビジネス情報学部教授、公認会計士
	田辺 国昭	国立社会保障・人口問題研究所所長
	松田 千恵子	東京都立大学経済経営学部教授

政策評価に関する基本方針

平成 17 年 12 月 16 日
閣 議 決 定
平成 19 年 3 月 30 日
一 部 変 更
平成 22 年 5 月 25 日
一 部 変 更
平成 27 年 3 月 24 日
一 部 変 更
平成 29 年 7 月 28 日
一 部 変 更
令和 5 年 3 月 28 日
一 部 変 更

我が国の行政において、国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策の評価機能を強化し、これによる評価の結果を政策に適切に反映していくことが課題となっているとの認識の下、中央省庁等改革により政策評価制度が導入された。政策評価制度は、政策の効果等に関し、科学的な知見を活用しつつ合理的な手法により測定又は分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うことにより、政策の企画立案やそれに基づく実施を的確に行うことに資する情報を提供するものであり、その結果を政策に適切に反映させ、政策に不断の見直しや改善を加え、もって、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政を推進するとともに、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底するものと位置付けられる。

政策評価については、各府省が、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本となる。また、各府省とは異なる評価専担組織としての総務省が、府省の枠を超えて、政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う。

これにより、各府省が行う政策評価と総務省が行う政策の評価とは、それぞれに分担する機能を的確に発揮することで、内閣の統轄の下における的確な政策評価の実施を確保するものとする。

このような政策評価制度について、明確な枠組みを与え、その実効性を高めるとともに、これに対する国民の信頼を一層向上させる観点から、我が国は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）を制定した。これにより、各行政機関において、明確な計画の下、政策を決定した後においてその評価を行うべき責務を明らかにし、また、

適切な形で政策決定前における評価の実施も確保するとともに、総務省が行う政策の評価について、手続的側面も含めて、その内容等を明確にした。

以後、政府は、この法の下、行政機関の政策について、適時に、その効果を把握し、これを基礎として必要な評価を行い、政策の見直しや改善を推進していくこととなった。

この「政策評価に関する基本方針」は、法の下における政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、法第5条の規定に基づき、各行政機関の長が定める基本計画の指針となるべき事項を定めるとともに、政府の政策評価活動において基本とすべき方針を明らかにするものである。

I 政策評価に関する基本計画の指針

1 政策評価の実施に関する基本的な方針

(1) 政策評価の実施に関する基本的な考え方

政策評価は、各行政機関が所掌する政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価を行うことにより、政策の企画立案や政策に基づく活動を的確に行うための重要な情報を提供するものであり、政策の決定とは異なるものである。政策評価は、これを「企画立案 (Plan)」、「実施 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして明確に組み込み、その客観的かつ厳格な実施を確保し、政策評価の結果を始めとする政策評価に関する一連の情報を公表することにより、政策の不断の見直しや改善につなげるとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るものである。

政策評価が政策のマネジメント・サイクルに組み込まれ、このサイクルが有効に機能することにより、政策の質の向上がもたらされるとともに、併せて行政の政策形成能力の向上や職員の意識改革が進み、これらにより、国民本位の効率的で質の高い行政や国民的視点に立った成果重視の行政が実現されることとなる。さらに、政策評価に関する一連の情報の公表によって、国民に対する行政の説明責任の徹底が図られることにより、政策やそれに基づく活動についての透明性が確保され、ひいては行政に対する国民の信頼の向上が図られることとなる。

社会経済の急速な変化に伴って、我が国の行政が対応すべき課題は、絶えず、時に予想外の方向に変化するとともに、一層複雑、困難なものとなっている。こうした課題に対応していくためには、政策の現状を適切に把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行う機動的かつ柔軟な政策展開を図っていくことが有効であると考えられる。

機動的かつ柔軟な政策展開には、政策の進捗状況の的確な把握とその結果を改善方策の検討・実施に反映していくことが必要になるが、これらは政策評価が本来果たすべき機能であり、政策評価を活用して新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行うことが、行政

の無謬性にとらわれない望ましい行動として高く評価されることを目指すべきである。

このため、今後は、政策の進捗状況や効果を適切に把握する機能を強化するために、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組むものとする。また、政策評価により得られた情報を政策の見直しや改善を含む意思決定過程において活用することを推進するものとする。

有効性の観点からの評価を充実させるためには、政策の特性に応じた指標の設定や分析手法の選択が必要となる。このため、従来採用してきた評価の手法にとらわれることなく、デジタル技術の進展等により新たに使用可能となったデータや分析手法の活用等も念頭に置いて、時代の変化に応じた新たな評価の手法を模索していくことが重要である。

また、政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業から得られる情報の意思決定過程における活用の在り方についても、各行政機関の政策の特性や活用する目的等に合わせて設計する必要がある。

このため、本基本方針を踏まえて各行政機関の長が初めて策定する基本計画の期間を試行的取組の期間と位置付け、新たな政策評価の手法の導入や意思決定過程における活用方法等の試行的な取組など、各行政機関における創意工夫が行われる余地を拡大するものとする。

また、総務省は、政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の実施やその成果、動向を基に、政策評価審議会（以下「審議会」という。）での議論も踏まえ、政策効果の把握・分析手法や意思決定過程における活用方法等の整理を随時行い、各行政機関に共有する。政策評価の品質を高める観点から、政策評価制度のPDCAサイクルを回すことにより各行政機関における政策評価の取組の継続的な改善を促進する役割を果たすものとする。

政府は、このような政策評価制度の目的を政府全体としての確に実現していくため、法及び本基本方針等に基づき制度の全政府的な実施を確保しつつ、各行政機関におけるそれぞれの政策の特性等に応じた効果的な取組を政策評価の重点化・効率化を図りながら進めていくとともに、政策評価の実施の過程を通じて制度の改善・発展を図っていくものとする。

(2) 政策評価の方式

政策評価に期待される役割を十分に果たすとともに、政策評価の効率的な実施を確保するため、政策評価を行うに当たっては、政策の特性等に応じて合目的に、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」（別紙）を始めとした適切な方式を用いるものとする。

なお、これまでの評価の方式も参考としつつ、政策の特性等に応じ意思決定に有益な情報が得られるよう、上記方式の要素の組み合わせ方の変更も含め、評価の方式の不断の見

直しを行うものとする。

2 政策評価の観点に関する基本的な事項

政策評価の実施に当たっては、評価の対象とする政策の特性に応じて適切な観点を選択、具体化し、総合的に評価するものとする。その際、前述のとおり、政策の進捗状況や効果を適切に把握する機能をより発揮するよう、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組むものとする。

政策評価の観点としては、法第3条第1項に明示された必要性、効率性及び有効性の観点がある。このうち、必要性の観点からの評価は、政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるかなどを明らかにすることにより行うものとする。また、効率性の観点からの評価は、政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにすることにより行うものとする。有効性の観点からの評価は、得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにすることにより行うものとする。

上記のほか、政策の特性に応じて選択して用いる観点としては、公平性の観点や優先性の観点などが考えられる。この公平性の観点からの評価は、行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、あるいは分配されるものとなっているかを明らかにすることにより行うものである。また、優先性の観点からの評価は、これらの観点からの評価を踏まえて当該政策を他の政策よりも優先すべきかを明らかにすることにより行うものである。

政策評価の観点の基本的な適用の考え方については、基本計画において示すものとする。

3 政策効果の把握に関する基本的な事項

ア 政策効果の把握に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにすることが重要であることから、政策体系をあらかじめ明示することを基本とする。なお、各行政機関の所掌する政策が、複数行政機関に関係する政策（上位目的）と関連する場合は、複数行政機関に関係する政策との関係をあらかじめ明らかにするよう努めるものとする。

イ 政策効果の把握は、対象とする政策の特性に応じた、適用可能であり、かつ、政策効果の把握に要するコスト、得られる結果の分析精度等を考慮した適切な手法を用いるものとする。その際、政策の改善に有益な情報を特定し、それを指標として適切に設定するために、企画立案段階から、政策の実施により得られると想定される効果の発現経路を明確にし、その効果を把握する手法を検討するよう努めるものとする。

政策効果を把握する手法は、できる限り定量的に把握することができる手法を用いるものとする。その際、政策目的の実現に資する情報を得るという目的を果たせるよう、指標の設定・測定が目的化しないように留意するものとする。また、当該政策の推進にとって定性的に把握する手法が合理的であると考えられる場合には、これによる代用や併用についても検討するものとする。

また、すべてにおいて、初めから高度かつ厳格な手法の適用を画一的に行うより、簡易な手法であっても、その有用性が認められているものがあれば当該手法を適用し、政策評価の実施の過程を通じ知見を蓄積して手法の高度化を進めていくことにより政策評価の質の向上を図っていく等の取組を進めていくものとする。

ウ 政策効果の把握の基本的な考え方については、基本計画において示すものとする。

エ 政策効果の把握に当たっては、政策の特性も踏まえ、より包括的な政府活動の目的に照らした効果・影響についてもできる限り把握するよう努めるものとする。

オ また、政策効果の把握に関しては、当該政策に基づく活動の実施過程を通じて政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等についてあらかじめ配慮するよう努めるものとする。その際、関係者に協力を求める必要がある場合にあつては、その理解が得られる範囲内で適切な効果の把握に努めるものとする。

カ なお、政策に基づく具体的活動の実施主体が行政機関以外であり、政策効果の把握のために必要となる場合にあつては、当該実施主体に対し把握しようとする政策効果やその把握のための方法等について示すなどにより、できる限りその理解と協力を得るよう努め、適切に政策効果の把握を行うものとする。

4 事前評価の実施に関する基本的な事項

ア 事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとする。その際、複数の政策代替案の中からの適切な政策の選択、政策の改善・見直しの過程を可能な限り明らかにするよう努めるものとする。

イ 事前評価については、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外のものであっても、同条第1号に該当するものについては、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。

ウ 事前評価については、得ようとする効果や事後的な評価方法等を明らかにし、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくものとする。

エ 事前評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事前評価の取組方針につ

いては、基本計画において示すものとする。

オ 研究開発を対象とする事前評価の実施に当たっては、法及び本基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 28 年 12 月 21 日内閣総理大臣決定）を踏まえて行うものとする。

カ 規制の事前評価については、その実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。

キ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）に係る政策の事前評価については、平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、租税特別措置等の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、その実施が義務付けられている租税特別措置等（以下「特定租税特別措置等」という。）以外の措置（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。

5 事後評価の実施に関する基本的な事項

ア 事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとする。

イ 事後評価の実施に当たっては、行政目的と手段の関係を念頭に置きつつ、政策評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により行うものとする。なお、各行政機関の任務やそれと一体不可分な根幹的な基本方針などの目的については、これに照らして評価を行うものとしてとらえられるのが通常である。

ウ 事後評価は、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して適切なタイミングで行うものとする。

エ 事後評価において使用する方式の基本的な適用の考え方その他事後評価の取組方針については、基本計画において示すものとする。また、実施計画において事後評価の対象とする政策を定めるに当たっては、法第 7 条第 2 項各号の区分に沿ってこれを定めるものとする。

オ 研究開発を対象とする事後評価の実施に当たっては、法及び本基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえて行うものとする。

カ 各行政機関の長は、基本計画における事後評価の対象政策として、その任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策を定めることとされているところ、次の各号に掲げる政策については、当該各号に定めるとおり事後評価を行うものとする。

(フ) 租税特別措置等に係る政策 平成 22 年度税制改正大綱において、租税特別措置等の抜本的な見直しの方針が打ち出されたことを踏まえ、各行政機関の長は、租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。）に係る政策で各行政機関の所掌に係るものについては、基本計画において事後評価の対象として定めるものとする。

この場合、特定租税特別措置等に係る政策については、必ず基本計画に明記することとし、特定租税特別措置等以外の措置に係る政策についても、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとする。

(イ) 規制に係る政策 規制改革実施計画（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、規制所管府省は規制シートの作成に当たり、事前評価時に想定された費用・便益や想定外の効果の発現状況について事後検証を実施するとされたこと及び総務省において事後検証について点検を行うこととされたことを踏まえ、各行政機関の長は、事前評価を実施した規制に係る政策については、基本計画において事後評価の対象として定めるものとする。

この場合、事前評価の実施が義務付けられている規制に係る政策については、必ず基本計画に明記することとし、それ以外の規制に係る政策についても、積極的かつ自主的に事後評価の対象とするよう努めるものとする。また、規制の見直し時期が到来する際に実施計画において事後評価の対象として定める。

6 学識経験を有する者の知見の活用に関する基本的な事項

法第 3 条第 2 項第 2 号の学識経験を有する者の知見の政策の特性に応じた活用は、政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、高い識見、高度の専門的知識・能力を活用することや国民生活・社会経済への政策の関わりに関する実践的知識を活用することを基本として、評価の対象とする政策の特性、評価の内容に応じた適切な方法で行うものとする。その際、政策効果の把握・分析機能の強化や、意思決定過程における政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業から得られる情報の活用を推進する観点にも留意するものとする。なお、政策の特性に応じた知見の活用の基本的な考え方及びその方法については、基本計画において示すものとする。

7 政策評価の結果の政策への反映に関する基本的な事項

政策評価の結果については、各行政機関において、政策評価の結果が政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用され、当該政策に適切に反映されるようにする必要がある。このため、各行政機関の実情に応じて、政策評価担当組織が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや当該結果の政策への反映を推進すると

ともに、予算、税制、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保するなど、政策評価の結果の政策への反映の実効性を高めるための仕組み等を設けるものとし、その内容については、基本計画において示すものとする。

また、政策評価と予算・決算、税制との連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるとものとする。

総務省は、政策評価の結果の政策への反映に関し、各行政機関における取組を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

8 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項

ア 法第10条第1項に規定する評価書の作成に当たっては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、同項各号に掲げられている事項について可能な限り具体的かつ明確に記載し、その際、評価結果の政策への反映の方向性を明らかにするものとする。なお、評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにするものとする。

イ 評価書の要旨は、当該評価書の主な内容を簡潔に記述することにより、評価の結果を分かりやすく示すものとするよう留意する。

ウ なお、評価書の公表に当たっては、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業秘密に関する情報等の取扱いに関し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の考え方にに基づき適切に対応するものとする。

エ 政策評価の結果の政策への反映状況の公表は、政策評価の結果と当該結果に基づく措置状況（内容、時期、今後の予定等）についてできる限り具体的に公表することにより行うものとする。

オ 評価書や政策評価の結果の政策への反映状況等の公表に当たっては、インターネットのホームページへの掲載のほか、プレスリリース、広報拠点への備置き、窓口での配布等、国民が容易に内容を把握できるよう、適切な手段により行うものとし、その具体的な方法については、基本計画において示すものとする。

9 その他政策評価の実施に関する重要事項

(1) 実施体制

政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、各行政機関において、政策評価担当組織と政策所管部局等との適切な役割分担の下で、各行政機関の実情に応じ、組織として一体的な政策評価への取組を可能とするための体制を整備するものとする。実施体制及び

政策評価担当組織の果たす役割については基本計画において示すものとする。

また、このような体制を効果的・効率的に機能させていくため、政策評価担当組織の職員を始め政策評価を担当する職員の人材の確保とその評価能力の向上に積極的に取り組むものとする。

(2) 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

各行政機関において、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口を整備するものとし、当該窓口については基本計画において明らかにするほか、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図るものとする。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用するものとする。

(3) 地方公共団体との連携・協力

政策評価の実施に当たっては、国と地方公共団体は、適切な役割分担の下で相互に協力する関係に立って共に行政活動を行い、それぞれ自らの行政活動の効果を把握し評価を行うものであることを踏まえ、評価の対象とする政策の特性等に応じて、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に関し必要な情報や意見の交換を行い、地方公共団体との適切な連携・協力を図るものとする。

II 法第 20 条から第 22 条までの規定に基づく措置に関する事項

1 法第 20 条の規定に基づく措置

(1) 調査、研究及び開発の推進

調査、研究及び開発の推進に当たっては、政策の特性等を踏まえ、政策効果の把握の手法その他の評価の方法の開発、政策効果の把握の手法の信頼性や精度について調査及び研究、類似事業間における評価指標や政策効果の把握の手法の共通化のための調査及び研究等について重点的に取り組むものとする。

また、これらの調査、研究及び開発の成果についての各行政機関の間での情報の交換を推進するものとする。

総務省は、各行政機関において、有効性の観点からの評価を一層重視し、政策効果の把握・分析の取組が行われるよう、各行政機関の取組例も参考に、審議会での議論も踏まえ、効果の把握・分析の手法等の調査研究を進めるとともに、得られた知見や方法を整理して共有するなど、各行政機関における政策評価の取組の継続的な改善を促進する役割を果たすものとする。

(2) 職員の人材の確保及び資質の向上

職員の人材の確保及び資質の向上については、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）を活用した公認会計士等の専門的・実務的な知識を有する者の採用、退職公務員のその再任用を含めた活用、評価の分野における官民交流、政策評価担当職員の人事交流、職員の意識改革を進めるための周知活動等の推進を図るものとする。また、総務省は、各行政機関の協力を得て、各行政機関における政策評価に従事する職員に対して体系的かつ継続的な研修の実施を図るものとする。

総務省が実施する研修の企画に当たっては、政策効果の把握・分析機能の強化や、意思決定過程における政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業から得られる情報の活用を促進する観点にも留意するものとする。

2 法第 21 条の規定に基づく措置

総務省は、政策評価等の実施に必要な情報の活用促進に関し検討を進めるとともに、政策評価等の実施に必要な情報の行政機関相互間における活用促進のためのシステムの整備を図るものとする。

また、各行政機関における政策効果の把握の取組の進展によりこれまで以上に統計データ、行政記録情報、ビッグデータ等を活用する必要性が高まることに備え、総務省は、各行政機関における政策効果の把握・分析のための統計の整備やデータ利活用の技術的支援に取り組むものとする。

3 法第 22 条の規定に基づく措置

総務省は、各行政機関の協力を得て、広く国民の利便に資する観点から、政策評価に関する情報の所在に関する情報を一元的かつ容易に検索できるクリアリング・ハウス機能の充実を図るものとする。

また、総務省本省及び管区行政評価局等を始めとする窓口においても、これらの情報を入手できるよう利便を図るものとする。

III その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項

1 連絡会議の開催

総務省は、政策評価の質の向上を図る観点から、各行政機関間の連絡を密にし、政策評価制度の円滑かつ効率的な実施を図るとともに政策評価に関する取組を促進するため、各行政機関により構成される連絡会議を開催するものとする。

また、総務省は、政策評価の円滑かつ効率的な実施に資するよう、連絡会議における連絡・協議を経て、必要なガイドラインを策定・改廃するものとする。

2 各行政機関が実施する政策評価及び総務省が実施する政策の評価

(1) 各行政機関及び総務省による評価の機能分担

政策評価制度が目的とする国民本位の効率的で質の高い行政の実現、国民的視点に立った成果重視の行政への転換及び国民に対する行政の説明責任の徹底を図るため、各行政機関による政策評価と各行政機関とは異なる評価専担組織としての総務省による政策の評価とが、それぞれに分担する機能を的確に発揮していくものとする。このため、政策を企画立案し遂行する立場にある各行政機関は、所掌する政策について、当該行政機関の任務を的確に達成する見地から評価を行い、その結果を政策に適切に反映させ、さらに、各行政機関の枠を超えた評価専担組織の立場にある総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地からの評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行い、その結果に基づき関係行政機関に意見を通知し、また、必要に応じ勧告を行う。これにより、各行政機関の政策の個別的な観点からの見直し・改善や、政府における政策についての統一性や総合性を確保する観点からの見直し・改善を進め、もって、政府全体としてのよりの確な政策の実現を図っていくものとする。

このような制度上の枠組みの下、各行政機関及び総務省は、評価の効果的かつ効率的な運用を図るため、評価の実施体制、業務量、緊急性等を勘案しつつ、次により、内閣としての重要政策を踏まえつつ、それぞれの評価活動の重点的かつ計画的な実施を図るものとする。その際、政策評価等の実施の目的にかんがみ、評価活動を、政府全体として、総合・一体的な形で展開し、国民の期待に応えることができるよう取り組むものとする。

(2) 各行政機関の評価活動

各行政機関は、所掌する次のような政策について、重点的かつ計画的な評価の実施を図るものとする。

- ① 施政方針演説等内閣の基本的な方針等により重点的に取り組むべきこととされた行政分野において、当該行政機関が所掌する主要な政策
- ② 内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、見直しや改善の必要があると認められる主要な政策
- ③ 国民からの評価に対するニーズが高く、評価を実施する必要があると認められる政策
- ④ 各行政機関において重点的に取り組むこととした政策

(3) 総務省の評価活動

総務省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織として、各行政機関が担

い得ない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成でき得ない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、次のような評価活動を実施する。

ア 統一性又は総合性を確保するための評価活動

(ア) 総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、各行政機関の政策についての統一性又は総合性の確保に関し政府として指向すべき一定の方向性を踏まえ、行うものとする。その際、各行政機関の政策それぞれに共通する側面について統一した観点により横断的に評価し、又は複数の行政機関の所掌に係る政策について、その総合的な推進を図る見地から、全体として評価するものとする。なお、関係施策が極めて多岐にわたっている政策については、評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により評価するものとする。

(イ) これを踏まえ、次の政策について、重点的かつ計画的に評価を実施するものとする（これらの対象の選定について、総務省は、審議会の調査審議を踏まえるものとする。）。

- ① 法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策
- ② 行政機関に共通的な行政制度・システムを活用する政策
- ③ 複数の行政機関の所掌に係る政策であって、法令や閣議決定等に基づき政策の総合性の確保に関する目的や講ずべき措置が明らかになっている主要なもの
- ④ その他、①から③までに掲げる政策に準ずるものとして、国民からの評価に対するニーズが高く、統一性又は総合性の確保に関し緊急に採り上げて機動的に評価を実施する必要があると認められるもの

(ウ) 評価の実施に当たっては、各行政機関の政策評価の実施状況に留意するとともに、十分な連絡を図り、各行政機関が評価の過程において収集した情報等の有効な活用を図るなど、効率的な運用に努めるものとする。

(エ) 総務大臣は、関係行政機関における政策の企画立案に資するため、政策効果の発現状況に関する認識、評価対象に関する課題等に関し、意見を通知するものとし、さらに、評価対象とした政策について、統一性又は総合性の確保に関し政府として指向すべき一定の方向性に照らし、関係行政機関が具体的な措置を講ずる必要があると認める場合には、当該行政機関の長に対して勧告を行うものとする。

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価について、次により、重点的かつ計画的に一連の評価活動に取り組む。

- ① 各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査
- ② 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて政策評価が行われるべきもの又は社会

経済情勢の変化等に的確に対応するために政策評価が行われるべきものに関する評価の実施の必要性の認定（必要性の認定に関し、審議会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、審議会は、改めて評価を行うことの必要性等について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。）

- ③ 上記②の結果に基づき政策評価を実施すべき旨を通知した場合において当該行政機関にゆだねていては評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認めるときに実施すべき評価（当該評価の実施に関し、審議会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、審議会は、評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認める状況について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。）
- ④ 行政機関からの要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときに実施する評価

3 基本方針の見直し

本基本方針については、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、所要の見直しを行うものとする。

附 則

- 1 本基本方針の施行前に法第6条第1項に基づき定められた基本計画については、本基本方針の施行後最初に基本計画を定めるまでの間は、本基本方針の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、各行政機関の長は、本基本方針の施行後最初に基本計画を定めるまでの間は、法第6条第2項第6号に掲げる基本計画において定める事項及び第7条第2項各号に掲げる事後評価の実施に関する計画において定める事項については、本基本方針の規定を踏まえたものとして、事後評価の実施に関する計画において定めることができる。

[事業評価方式]

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

(注)「事業評価」は、個別公共事業に係る事前及び事後の評価を指すものとして用いられることがある。

[実績評価方式]

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

[総合評価方式]

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

政策評価の実施に関するガイドライン

平成 17 年 12 月 16 日
政策評価各府省連絡会議了承
平成 22 年 5 月 28 日
一 部 改 正
平成 24 年 3 月 27 日
一 部 改 正
平成 27 年 4 月 1 日
一 部 改 正
令和 5 年 3 月 31 日
一 部 改 正

本ガイドラインは、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）に基づく政策評価の円滑かつ効率的な実施のための標準的な指針として、これまでの成果を踏まえて「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき策定するものである。なお、各行政機関がその説明責任を果たし、国民本位で成果重視の行政運営を行うため、評価の目的や所掌する政策等を踏まえた効果的な取組が妨げられるものではない。

今後、政策評価の更なる改善・充実のため、各行政機関における政策評価の取組の進展や政策評価に関する調査・研究の成果を踏まえ、本ガイドラインについて必要な見直しを行うものとする。

1 政策の体系化

政策効果の把握に当たっては、政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにすることが重要であることから、政策体系をあらかじめ明示することを基本とする。

なお、各行政機関の所掌する政策が、複数行政機関に関係する政策（上位目的）と関連する場合は、複数行政機関に関係する政策の目標と各関係行政機関が所掌する政策手段との関係をあらかじめ明らかにするように努めるものとする。

(1) 「政策(狭義)」、「施策」、「事務事業」の区分

各行政機関が所掌する政策は、いわゆる「政策(狭義)」、「施策」、「事務事業」の区分に対応しており、そのレベルは区々であると考えられる。政策評価の対象とする政策が、どのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにするよう、「政策(狭義)－施策－事務事業」などの政策体系をあらかじめ明示した上で評価を実施することが必要となる。

いわゆる「政策(狭義)」、「施策」、「事務事業」の区分については、一般に以下のような考え方で整理することができる。

「政策(狭義)」：特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり。

「施策」：上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策(狭義)」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの。

「事務事業」：上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。

ただし、上記のような「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」の区分は、相対的なものであり、一つの「理念型」ということができる。現実の政策の態様は多様であることから、施策が複数の階層から成る場合や事務事業に相当するものが存在しない場合、一つの施策や事務事業が複数の政策体系に属する場合など、三つの区分に明確に分けることが困難なこともあり得る。

(2) 政策体系の明示

政策体系については、あらかじめ明示し、基本計画あるいは実施計画を策定する際に併せて公表することを基本とする。また、政策体系に変更・追加があった場合は、適切に対応するものとする。

(3) 政策評価と予算・決算の連携強化

「政策(狭義)－施策－事務事業」などの政策体系については、政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局や政策の所管部局が連携し、政策評価と予算・決算の連携強化に資するものとなるように努めるものとする。

(4) 重要政策に関する評価

政策評価の重点化・効率化を図ることとし、施政方針演説等で示された内閣としての重要政策については、関係する行政機関は所掌する政策について、それとの関係や目標、方針を明確に示した政策体系を整備した上で評価を適時的確に実施するものとする。

特に、施政方針演説等で数値目標など達成目標が掲げられた政策については、その

手段を分かりやすく提示し、進捗状況の把握及び必要な分析を行うことにより目標の達成状況が明らかになるように評価するものとする。

なお、各行政機関において重点的に取り組むこととした政策についても同様とする。

2 評価の方式

基本方針に掲げられている「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」の三つの評価の方式も参考としつつ、政策の特性等に応じ、政策の見直しや改善を含む意思決定に有益な情報が得られるよう、評価の方式の不断の見直しを行うこととする。その際、基本方針に基づき、各行政機関において、試行的取組の期間等に新たな政策評価の手法の導入や意思決定過程における活用方法等の試行的な取組を行うに当たっては、目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン（平成 25 年 12 月 20 日政策評価各府省連絡会議了承）に定められた考え方、内容等に限らず、評価の目的や評価の対象とする政策等を踏まえた方式を模索していくこととする。

前述の三つの評価の方式の具体的内容及びそれらを用いた評価に当たっての留意点は以下のとおりである。

(1) 事業評価方式

ア 事前の時点

- ① 評価対象政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当か、上位の目的に照らして妥当か、行政の関与の在り方からみて行政が担う必要があるかについて検討する。
- ② 評価対象政策の実施により、費用に見合った効果が得られるかについて検討する。このため、可能な限り予測される効果やそのために必要となる費用を推計・測定し、それらを比較する。その際、効果については、受益の帰属する範囲や対象を極力特定し、可能な限り定量化する。また、費用については、評価対象政策に係る直接的な支出のみならず、付随的に発生するそれ以外の費用（例えば社会費用）についても可能な限り含める。
- ③ 上位の目的の実現のために必要な効果が得られるかについて検討し、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするか、その状態を具体的に特定する。
- ④ 評価対象政策の実施により得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後に評価・検証するための方法や時期を特定し、あらかじめ明らかにする。
- ⑤ 法第 9 条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外のものであっても、新規に開始しようとする政策や国の補助事業に係る政策については積極的に評価を実施するよう努める。

イ 事後の時点

- ① 事前評価を実施した政策や、既存の政策のうち国民生活や社会経済への影響が大きいものや多額の費用を要したものについて、事後に把握した政策効果の評価・検証を行う。
- ② 当初見込んでいた効果が実際に得られたのか、得られなかった場合はどのような事情によるのか等について留意し、それにより得られたデータや知見を以後の政策評価や政策の企画立案に活用する。

(2) 実績評価方式

- ① 評価対象政策について、国民に対して「いつまでに、何について、どのようなことを実現するのか」を分かりやすく示す、成果（アウトカム）に着目した目標（以下「基本目標」という。）を設定する。なお、成果に着目した目標の設定が困難、あるいは適切でない場合にはアウトプットに着目した目標を設定する。
- ② 具体的な達成水準を示すことが困難な基本目標については、これに関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標（以下「達成目標」という。）を設定する。達成目標は、可能な限り客観的に達成度を測定できるような定量的又は定性的な指標を用いて具体的に示す。
- ③ 目標の設定に当たっては、諸外国の事例の調査研究の成果や各行政機関の取組を参考にしつつ、達成すべき水準を具体的に特定するとともに、目標の達成時期を明確にする。また、目標の達成度合いを判定する基準を具体的にあらかじめ明示する。

なお、達成しようとする水準の特定が困難な場合は、評価において求められる必要な要素等も勘案しつつ、政策の特性等に応じたより適切な評価の方式を用いることを検討する。
- ④ 成果に着目した目標は、その達成が一般に行政機関が必ずしも統制できない外部要因の影響を受けることを排除できず、達成の度合いを全面的に行政機関に帰するとすることは適切でない場合もある。このため、成果に着目した目標を設定した場合には、目標達成に影響を及ぼす可能性がある外部要因についても、可能な限りあらかじめ明らかにする。なお、アウトプットに着目した目標についても同様とする。
- ⑤ 目標や指標については、指標の測定のための情報・データの入手が過重な負担を生ずることのないように、あらかじめその入手方法について検討し、対象となる政策の特性に応じて適切に設定する。また、それらを用いた考え方や根拠、目標を達成する手段、費用等をあらかじめ明示する。これらの事前の想定等を明示するに当たっては、使いやすく分かりやすいものとする。
- ⑥ 目標については、定期的・継続的に実績を測定し、必要に応じて、随時、関係する政策の改善・見直し又は目標自体の見直しを行う。また、目標期間が終了した時点で、目標期間全体における取組や目標に対する最終的な実績等を総括し、目標がどの程度達成されたかについて評価し、必要に応じて、評価対象政策や次

の目標期間の目標設定の在り方について見直しを行う。

- ⑦ 目標が達成されないなど問題のある施策等については、必要に応じて、事業評価方式や総合評価方式を用いて、施策等を構成する個々の事務事業等にまで掘り下げた分析・検証したり、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げるなど、当該政策に係る問題点を把握するとともにその原因について分析・検証を行う。
- ⑧ 実績評価方式を用いた評価を効率的かつ柔軟に実施するため、あらかじめ設定した目標の達成度に関して毎年度実績の測定を行い、一定期間経過後に総括的な評価を行うなど、業務量・緊急性等を勘案しつつ対応することも考えられる。
- ⑨ 評価書の作成に当たっては、使いやすく分かりやすいものとする。
- ⑩ 上記①から⑨の事項については、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む事後評価についても準用する。

(3) 総合評価方式

- ① 評価対象政策の効果の発現状況を様々な角度から具体的に明らかにし、その際、政策の直接的効果や、因果関係、場合によっては、外部要因の影響についても掘り下げた分析を行い、さらに、必要に応じ波及効果（副次的効果）の発生状況及びその発生のプロセスなどについても分析する。
- ② 評価対象政策に係る問題点を把握し、その原因を分析する。
- ③ 評価対象政策の目的が依然として妥当性を有しているかについて検討する。また、必要に応じて、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるかなどについて検討する。
- ④ 必要に応じて、政策の効果とそのために必要な費用（マイナスの効果や間接費用を含む。）を比較・検討する。また、国民にとってより効率的で質の高い代替案はないかについて検討する。
- ⑤ 関連する政策との間で整合性が確保されているかについて検討する。
- ⑥ 場合によっては、他の政策よりも優先的に実施する必要があるかについても検討する。
- ⑦ 評価の対象については、例えば、政策自体の在り方にもかかわるテーマを評価する場合には、政策(狭義)から施策、必要に応じて事務事業までを評価し、政策(狭義)を実現する具体的手段である施策に焦点を当てたテーマを設定して評価を行う場合には、施策を中心として必要に応じて事務事業までを評価するなど、設定した評価のテーマに応じて柔軟にとらえる。なお、分野横断的なテーマを設定して複数の施策を対象として評価を実施する場合も考えられる。
- ⑧ 制度の改正など政策の大幅な見直しの検討を行う場合には総合評価方式を用いた評価を実施することを検討する。
- ⑨ 総合評価方式を用いた評価と事業評価方式を用いた評価との関係については、例えば、総合評価方式を用いた評価において、事業評価方式を用いた事前の評価結果、事後の検証・評価結果を活用したり、総合評価方式を用いた評価の中で、

事業評価方式を用いた評価の事前の評価、事後の検証・評価を実施することも考えられる。

- ⑩ 総合評価方式を用いた評価は、政策の実施前の時点においても、必要に応じて評価を行うことがあり得る。その際、類似の総合評価方式を用いた評価の結果を参考にしたり、他の評価の方式の評価により蓄積された情報・データを用いる。

(4) その他

- ① (1)～(3)に掲げる評価の方式に限らず、企画立案時に行った評価結果が記載された審議会答申、白書、計画のフォローアップ、予算編成プロセスで活用される行政事業レビューシート（「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づく行政事業レビューの取組において作成されるもの。）等の評価関連作業についても、意思決定に有益な情報を提供するものであり、これら評価関連作業から得られる情報が、政策評価結果と内容が重複していたり、評価に活用できたりするものであることも考えられる。有効性の観点からの評価を充実させ、意思決定に有益な情報を得られる評価の実施に注力する上で、評価関連作業や政策評価から得られる情報の活用の在り方を整理し、効率的に評価を実施していくことも必要である。そのため、重複しているものや活用できるものがある場合には、評価関連作業において作成したものを評価書として代替又は活用することを推奨する。
- ② 評価書は、内容を簡潔に記述することにより、評価の結果を分かりやすく示すものとするよう留意する。評価書が既に簡潔で分かりやすいものとなっている場合には、当該評価書を要旨と兼ねるものとして位置付け得るものとする。

3 評価手法

各行政機関は、評価に要するコスト等も勘案の上、評価の目的、評価対象の性質等に応じた適用可能で合理的な評価手法により政策評価を実施するものとする。その際、以下の点を踏まえるものとする。

- ① 政策評価の実施に当たっては、まずは定量的な評価手法の開発を進めるよう努め、可能な限り具体的な指標・数値による定量的な評価手法を用いるよう努める。
- ② 定量的な評価手法の適用が困難である場合又は客観性の確保に結び付かない場合などにおいては、定性的な評価手法を適用するものとし、その際、可能な限り、客観的な情報・データや事実に基づくものとしたり、評価において学識経験者等を活用するなど、評価の客観性の確保に留意する。
- ③ 評価手法の中には、情報・データの収集、評価の実施に膨大なコストや事務負担を要するものがある。政策評価の実施のためには一定のコスト等がかかることは避けられない一方、分析精度は高いが、コスト等も大きいような評価手法を画

一的に適用することは効率的ではない。また、評価手法の中には、分析精度や適用範囲等について技術的な限界があるものもあり、高度な分析精度を求めるあまり、定量的な評価手法の適用を過度に求めることは効率的ではない場合もあることに留意する必要がある。

このため、(ア)どのような情報を求めて評価を行うか、(イ)どの程度の分析精度が必要か、(ウ)評価のためにどの程度の時間やコスト等をかけるべきかなどについても事前に検討した上で、適切な評価手法を選択する。

- ④ 評価手法を選択する際には、事後的に評価結果が検証可能かといった点についても留意する。

4 学識経験者の知見の活用

学識経験者の知見の活用に当たっては、例えば、計画策定など評価活動全般にわたるものについては学識経験者から成る政策評価に関する会議を活用したり、個々の政策の分野に応じて専門的知見を有する学識経験者の意見を個別、具体的に聴いたりするなど、評価の対象とする政策の特性、評価の内容、評価作業の効率性等を踏まえつつ、様々な統計データの活用を始め、デジタル技術の進展等により新たに使用可能となったデータや分析手段の活用等も念頭に、政策効果を把握する機能の強化や、意思決定過程における政策評価や行政事業レビュー等の評価関連作業から得られる情報の活用を推進する観点にも留意するものとする。

また、学識経験者の意見内容やそれらを評価結果に反映した場合はその具体的な反映内容を評価書に明記すること等により公表するものとする。

なお、政策評価審議会と各行政機関の学識経験者等から成る政策評価に関する会議が、適宜、各行政機関における政策評価の取組の実態等についての情報を交換できるようにするなど、総務省において必要な取組を行うものとする。

5 評価結果の政策への反映

政策評価の結果を適切に政策に反映することが重要であり、各行政機関において以下のような取組を進めるものとする。

- ア 政策評価の結果が予算要求等の政策の企画立案作業に重要な情報としての的確に反映されるよう速やかに評価書を作成し、これを公表する。
- イ 評価結果を適切に政策に反映するよう、例えば、省議等において重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論が行われるようにし、概算要求等の際には政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局の連携を強化する。

総務省は、各行政機関の協力を得て、評価結果の予算要求等への反映状況について取りまとめ公表する。その際、政策の廃止、縮小や重点化などの反映状況を具体的に公表する。

6 政策評価の基盤整備

総務省は、各行政機関の政策評価の実施に資するよう、基本方針に基づく連絡会議を通じて、次のような活動を行い、基盤整備を図るものとする。また、各行政機関においても、必要な取組を進めるよう努めるものとする。

- ア 調査研究等の実施、成果の提供
- イ 実践面も含めた研修の実施
- ウ 政策評価を実施するに当たって参考となる手引書や情報の提供・交換
- エ 政策評価に関する広報活動

附 則

本ガイドラインは、令和5年4月1日から施行する。